

令和5年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和5年12月12日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和5年12月12日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	大平弘明君	事 業 理 事	今道晋次君	総 務 課 長	落合健治君
庁舎建設室長	山本勝憲君	税 財 政 課 長	藤永大治君	住民福祉課長	松本典子君
保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援センター長	松尾直美君	企画商工課長	中道隆介君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	作永善則君	水 道 課 長	安達伸男君	会 計 管 理 者	藤永尊生君
教 育 次 長	井手守道君	建設課長補佐	大石俊一君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒木洋介君	議 会 事 務 局 書 記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 東彼杵道路建設促進期成会 要望活動（県議会議長）
- (2) 令和5年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 臨時総会
- (3) 東彼杵道路建設促進期成会 要望活動（国土交通省）
- (4) 西九州自動車道建設促進大会（東京大会）及び要望活動
- (5) 長崎県町村議会議長会 県選出国會議員への陳情
- (6) 第67回 町村議会議長全国大会

2 議員派遣結果

- (1) 長崎県町村議会議長会主催 議会広報研修会
- (2) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動（国土交通省 九州地方整備局）
- (3) 先進地視察研修（鹿児島県 鹿児島市・霧島市、宮崎県 三股町）
- (4) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 第2回理事会
- (5) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動（地元選出国會議員、国土交通省、財務省）

日程第4 行政報告

- (1) 令和5年度 松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会について
- (2) 令和5年度第2回 西九州させぼ広域都市圏協議会について
- (3) 令和5年度 全国町村長大会について
- (4) 物価高騰に対する支援について

日程第5 広域連合議会議員報告

- (1) 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員研修会

日程第6 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② 第1期佐々町保健福祉総合計画について
 - ③ その他緊急を要する事案について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② その他緊急を要する事案について

3 新庁舎建設に関する調査特別委員会

- (1) 特別委員会調査
 - ① 新庁舎建設に関する調査について

追加日程第1 議案第69号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件

追加日程第2 議案第73号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件
追加日程第3 議案第75号 令和5年度 佐々町一般会計補正予算（第6号）

日程第7 一般質問

- 1 1番 平田 康範（一問一答）
- 2 6番 阿部 豊（一問一答）
- 3 3番 横田 博茂（一問一答）

9. 審議の経過

（10時00分 開会）

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただいまから、令和5年12月第4回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和5年12月佐々町議会第4回の定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中に全員御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

11月とは思えないような季節外れの暑さが続いておりましたが、12月に入り急に冷え込むようになりました。昨日からは平年の10月下旬並みの暖かさということで、寒暖の差が大きくて、体調管理には十分御留意をいただきながら、健康保持に努めていただければと思っております。

また、県内ではインフルエンザの警報が11月30日に発令されておりまして、場面に応じたマスクの着用とか、手洗い、換気など、場所の悪いところなど、やはり意識を持って基本的な感染防止対策を努めていかなければならないと考えておりますので、御協力いただければと思っております。御理解と御協力を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

さて、議案につきましては12件の提案をしておりますので、皆様方には御理解をいただき、御承認をいただきますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより、本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、6番、阿部豊君、7番、永安文男君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

12月本定例会の会期については、さきにお配りいたしました日程表のとおり、12月12日本日から12月14日までの3日間にしたいと思います。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

12月12日、本会議の1日目は、まず、諸般の報告を行います。

1番目に、議長出席会議報告6件。

2番目に、議員派遣結果5件の報告を私のほうから行います。

次に、行政報告ですが、4件の報告を町長からお願いいたします。

次に、広域連合議会議員報告ですが、1件の報告を永田議員からお願いいたします。

次に、委員会報告です。1番目に、総務厚生委員会所管事務調査、2番目に、産業建設文教委員会所管事務調査、3番目に、新庁舎に関する調査特別委員会調査の報告を、それぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。別紙、質問通告一覧表のとおり、5名のうち3名の方の質問です。

1日目は、一般質問終了後、散会となります。

12月13日、本会議の2日目です。

12日に引き続き一般質問ですが、別紙、質問通告一覧表のとおり、5名のうち2名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第51号と議案第69号から議案第74号までの7議案です。上程順位につきましては、議案番号順の上程を予定しています。

議案審議終了後、散会となります。

12月14日、本会議の3日目です。13日に引き続き、議案審議です。

議案第75号から議案第80号までの6議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

次に、発議第8号の1件と請願第2号の1件です。

次に、閉会中の委員会継続調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程につきましては、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。本会議は12月12日、13日、14日です。

お諮りします。本定例会の会期は12月。

9番。

9番（須藤 敏規 君）

ただいま議長のほうから議会運営委員会の協議の結果を踏まえて、議長から日程の報告をいただきました。先決議案の希望を求めます。

内容までいいですか。（議長「はい。」）

1点目は、行政報告の中で物価高騰対策の支援についてとありました。今国会の補正予算が先月11月29日に可決されたと思っておりましたが、その中で物価高騰対策を踏まえて、予算の関係の提案があったと聞いておりましたが、議会運営委員会での協議の結果を一つお伺いをいたします。

私は、行政報告は9月議会を踏まえて、12月議会までの主な行政の事務とか事業の経過を報告するのが通常ではないかと考えておりました。

2点目が、多分、国から今回予算の成立に向けて11月10日に発せられた文書によりますと、

そういうことで準備をなささいということが来ているのではないかと思いますので、その間についての時間的余裕があったのではないかと考えておりますので、議会においても、概要でも説明があってしかるべきではなかったのかと思います。

以上を踏まえまして、住民生活に影響を与える物価高騰対策の支援であれば、緊急性があると判断しますので、物価高騰対策に係る予算や関係議案については先議すべきと思いますので、日程変更を求める動議として、議員各位の賛同をお願いするものです。

以上、終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（永安 文男 君）

ただいまの動議が提出されましたけれども、動議については、今、議長から報告がありました日程の行政報告の欄の物価高騰4の物価高騰の関係ということで、これについての動議で、この日程の順序の変更についての動議というふうに思いますので、私はそのことで先議について、賛成といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

この動議は1人の賛成者がありましたので、成立いたしました。
協議のため暫時休憩といたします。

（10時09分 休憩）

（10時18分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど須藤議員のほうから動議が提出されました。

この件につきまして、議会運営委員長のほうからまずは説明をお願いいたします。

1 番。

（議会運営委員長 平田 康範君 登壇）

議会運営委員長（平田 康範 君）

先ほど須藤議員より、行政報告の中の（4）でございますが、物価高騰に対する支援についてを追加したことについての議会運営委員会での協議内容というのを知りたいということでございました。

まず、皆様方に申し上げておきたいわけでございますが、今回の物価高騰対策の事業内容につきましては、議長もそれから私も一切内容は知っていなかったということをまずもって申し上げておきたいと思っております。

なぜ行政報告に追加したのかという経緯でございますけれども、議会運営委員会で物価高騰に対する支援の概要を追加報告すべきではとの意見がございまして、議会運営委員会において執行と協議の結果、概要を報告いただき、そして、予算に伴う事業でございますので、定例会3日目の日程で予定しています、議案第75号 令和5年度一般会計補正予算（第6号）で、事業内容について詳細に説明をしていただくこととして、まず初日に概要だけを報告いただくということで追加したのが経緯でございます。

しかし、今回の物価高騰に対する交付金につきましては、先月29日に政府が決定しており、所管委員会それから全員協議会の開催も日程的に不可能であったというのは事実でございます。そして、議会運営委員会を5日に開催しておりますので、議会運営委員会の翌日の6日に、執行より支援事業の内容について説明をしたいというようなことで申出がありました。

そういうことで、実は本日、この定例会終了後に時間をいただき、全議員の皆様へ執行より説明をいただき、確認の時間を設けるよう予定していたということでございます。

そのようなことで、追加日程ということで、議会運営委員会で決定したということでございますので、どうか御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

（議会運営委員長 平田 康範君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

それから議案第75号ということで、令和5年度佐々町一般会計補正予算ということになっております。この件につきましては、議案第75号だけではなく、議案第69号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件にもかかってくると思います。それから議案第73号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件にもかかってくるのではないかと考えております。

ということで皆さん方にお諮りをいたしますけれども、審議することに、動議を議題としたということで採決をしたいと思っておりますけれども、9番議員、何かございましたら。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

議会運営委員会での状況は理解したんですけども、物価高騰対策の議案をどの場所を持っていくのか、今までのとおりに行くのかというのはちょっと理解できないんですけど、議事日程を改めて、議長の進行権の範疇で示していただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

これは私だけで決めるわけにはいきませんので、この後、皆さん方の動議が一応成立しました。よって、採決をしたいということを思っております。その後——（9番「議長。」）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

議長、動議は先ほど私が申して成立して、先議の案件を、先ほど申し上げた物価高騰対策、その関連議案について先議をお願いしたいと要求したものですから、あと議長といたしまして、それをどのような日程で進めていくかの提案をして、その日程についての賛否についてはしますけれども、それを申し上げていただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

まずは議会運営委員会を開かせてください。順序が変わってきます。今までの順序を予定しておりましたけれども、日程的に順番が変わってきますので、議会運営委員会を開かせていただきますようお願いいたします。

暫時休憩します。

（10時23分 休憩）

（10時24分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まずは、先議をするかしないかということで賛否をとりたいと思います。

物価高騰対策に係る3つの議案の議事日程を変更するという事に賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

（賛成者挙手）

賛成者多数です。よって、物価高騰対策に係る3つの議案の議事日程を変更するという事で決定をいたしました。

協議のため、暫時休憩をいたします。

（10時24分 休憩）

（10時45分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会を開催し、協議をしていただきました。

日程についてお諮りをいたします。議案第69号 職員の給与に関する条例の一部改正の件を追加日程第1とし、議案第73号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件を追加日程第2とし、議案第75号 令和5年度佐々町一般会計補正予算（第6号）を追加日程第3とし、日程第7の一般質問の前にそれぞれ入れることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部改正の件を追加日程第1とし、議案第73号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件を追加日程第2とし、議案第75号 令和5年度佐々町一般会計補正予算（第6号）を追加日程第3とし、日程第7の一般質問の前にそれぞれ入れることに決定をいたしました。

日程表を配付するため、暫時休憩といたします。

（10時46分 休憩）

（10時47分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま日程の変更がありましたので、改めて日程第2、会期の決定を確認します。

12月12日、本会議の1日目は、まず諸般の報告です。

1番目に、議長出席会議報告6件、2番目に議員派遣結果5件の報告を私のほうから行います。

次に、行政報告です。4件の報告を町長からお願いいたします。

次に、広域連合議会議員報告ですが、1件の報告を永田議員からお願いいたします。

次に、委員会報告です。1番目に、総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査、3番目に新庁舎に関する調査特別委員会調査の報告をそれぞれ委員長からお願いいたします。

次に、議案審議です。議案第69号、議案第73号、議案第75号の3議案です。

上程順については、ただいま申し上げた順で上程を予定しております。

次に、一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、5名のうち3名の質問です。

1日目は一般質問の終了後、散会となります。

12月13日、本会議の2日目です。12日に引き続き一般質問ですが、別紙質問通告一覧表のとおり、5名のうち2名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第51号と議案第70号から議案第72号、議案第74号の5議案です。上程順については、ただいま申し上げた順で上程を予定しております。

審議終了後、散会となります。

12月14日、本会議3日目です。12月13日に引き続き議案審議です。議案第76号から議案第80号までの5議案です。上程順については議案番号順の上程を予定しています。

次に、発議第8号の1件と請願第2号の1件です。

次に、閉会中、委員会継続調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により、時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

以上のような手順を進めたいと思っております。

本会議は12月12日、13日、14日です。

お諮りします。本定例会の会期は、12月12日本日から12月14日の3日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、12月12日本日から12月14日の3日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の6件を私のほうから行います。資料の1です。

議長出席会議報告。

1番目は1ページから3ページです。

東彼杵道路建設促進期成会要望活動、県議会議長です。令和5年10月2日、長崎県庁にて期成会会員市町首長、議長、県議会議員の参加の下、長崎県議会議長に要望を行っております。

2番目に、資料の5ページから7ページです。

令和5年度松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会です。令和5年10月16日、佐世保市役所5階庁議室にて開催され、議事として、令和5年度松浦鉄道株式会社に対する支援について、基金を取り崩し、経常損失額に相当する経費を支援することが提案され、原案のとおり可決されました。

報告事項としては、在り方協議体制についての1件の報告がありました。

3番目は、資料の9ページから11ページです。

東彼杵道路建設促進期成会要望活動、国土交通省です。令和5年10月17日、長崎河川国道事務所及び九州地方整備局にて期成会会員市町首長、議長参加の下、それぞれ長崎河川国道事務所長、九州地方整備局長にて要望活動を行っております。

4番目は、資料の13ページから25ページです。

西九州自動車道建設促進大会（東京大会）及び要望活動が令和5年11月14日、東京グリーンパレスにおいて、西九州自動車道建設促進協議会会員、西九州自動車道建設促進期成会会員、長崎県西九州自動車道建設促進期成会会員の参加の下、地元選出国會議員、国土交通省政務官、西日本高速道路株式会社常務執行役員を来賓にお迎えし、開催されております。大会では、国土交通省、九州地方整備局長、西日本高速道路株式会社から、それぞれ事業概要について説明を受けました。

また、資料14ページにあります大会決議（案）は、満場一致により承認され、最後に参加者全員で「がんばろう三唱」が行われております。

5番目に、資料の27ページから28ページです。長崎県町村議会議長会県選出国會議員への陳情です。

令和5年11月29日に、衆議院会館において、県内8町議会の議長と合同で陳情を行いました。

6番目は、資料の29ページから33ページです。

第67回町村議会議長全国大会が、令和5年11月29日にNHKホールで開催され、全国の町村議会議長が出席をしております。

議事として、令和6年度国の予算編成及び施策に関する要望37件、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望。

決議が28件。

特別決議として、東日本大震災からの復興、原子力発電所事故への対応及び大規模災害対策の確立等を求めるもの、少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化を求めるもの、農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立を求めるもの、3件の特別決議はそれぞれ採択されております。

また、特別講師として「地球から輝く日本へ～未来への選択と責任」と題し、フリーキャスターの伊藤聡子氏による講演がありました。

次に、議員派遣結果を報告します。諸般の報告、資料の2です。

1番目に、長崎県町村議会議長会主催 議会広報研修会です。令和5年10月13日、長崎県市町村会館において開催され、議会広報委員4名が出席をしております。

2番目に、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会による要望活動です。令和5年10月20日、福岡市の国土交通省九州地方整備局において行われ、議長及び産業建設文教委員の4名が出席をしております。

3番目は、先進地視察研修です。令和5年11月21日から22日の2日間、鹿児島県鹿児島市と霧島市、宮崎県の三股町を視察いたしました。鹿児島市は、交流拠点の整備について、三股町は、巡回コミュニティバスについて、霧島市は、公共施設の利活用に関する民間提案制度について、正副議長及び議員7名で視察を行っております。

4番目は、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会第2回理事会です。令和5年11月29日、地元選出国會議員の要望活動の前に、衆議院第二議員会館にて行われました。協議会役員の変更について協議が行われ、承認をされております。産業建設文教委員会の正副委員長が出席をしております。

5番目は、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会による、地元選出国會議員、国土交通省、財務省への要望活動です。令和5年11月29日、30日に衆議院及び参議院議員会館、国土交通省、財務省において、産業建設文教委員会の正副委員長が出席をしております。

今報告いたしました、議長出席会議報告6件並びに議員派遣結果5件の関係資料は、議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第4、行政報告に入ります。

4件の報告をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、行政報告をさせていただきます。令和5年度の松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会の件でございます。

先ほど議長からも御報告がありましたように、10月16日に佐世保市役所において開催されました。出席者は4市2町の執行部と議会の代表者、長崎県、佐賀県の関係者が出席をされております。

協議事項につきましては、第1号議案として、松浦鉄道株式会社に対する支援について協議が行われました。令和4年度の当期純利益は1,730万円の赤字で、5期連続の赤字ということ、また、令和5年度においても大幅な赤字が見込まれるため、自治体からの支援がなければ運行を維持できない可能性があり、松浦鉄道から資金繰りの維持のため支援の要請がっております。

幹事会においても複数の支援策が検討されましたが、佐世保市等の地域交通体系整備基金条例の第5条の第1項第2号に基づきながら、令和4年度経常損失額に相当する経費を支援するため、佐世保市等地域交通体系整備基金を取り崩して、特別会計に支出する提案がなされ、今回承認されております。

基金の取崩しについては、国の交付金活用や一般財源による追加支援は厳しい状況下において、新たな財政負担を伴わない基金の取崩しによる支援は有効な支援であり、災害対応時の一時的財源を想定して基金保有残高を2億円としておりましたが、松浦鉄道の極めて厳しい経営状況への対応が最優先であり、迅速な支援を行うことが必要であるということで、今回基金の取崩しを行い支援を行うことといたしました。支援額については、令和4年度の経常損失額2億5,334万円に対しまして、国又は地方自治体補助の合計であります2億2,057万円を控除した3,276万円となりました。また、基金残高は2億599万円から1億7,323万円となります。

続いて、報告事項としまして、松浦鉄道自治体連絡協議会における協議体制について報告がありました。前回の総会で、令和6年度から7年度までの暫定計画が承認されまして、令和8年度からの次期設備整備計画策定に向けて、松浦鉄道の運営支援と、それから広域幹線交通の在り方の協議をそれぞれ行うために、幹事会における今後の役割分担について、通常の協議事項等に関することについては佐世保市が、松浦鉄道の在り方検討に関することについては、佐賀県と長崎県が主務を務めるということとなりました。

以上、総会の資料につきましては、議員控室に置かせていただいておりますので、御参照いただければと思っております。

次に、2番目の、令和5年度西九州させば広域都市圏協議会の件でございます。

令和5年度西九州させば広域都市圏協議会についてでございますが、11月7日、佐世保市役所において第2回協議会が開催されました。出席者は5市7町の執行部の代表者、オブザーバーとして、長崎県の関係者が出席されております。

まず、事務局から次期ビジョンにおける連携事業について説明があり、令和5年度の今後のスケジュールについて説明がありました。それから次期ビジョン施策体系について、新規施策の産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備、そのほか経済成長の牽引になる施策について説明がありました。

次に、次期ビジョンの目標と、それから重要な業績の評価指標K P Iについて説明がありました。目標は人口ダム機能を果たすための人口目標に加えまして、人口が減少しても豊かに暮らせるための経済目標が追加設定されました。K P Iは、人口目標が圏域人口の43万3,000人以上、経済目標が1人あたり所得額を向上させることが目標となっておりますのでございます。

また、圏域の取組が、どうすることがビジョン目標の達成に寄与するものかという視点からの役割の指標には、圏域内の総生産額、公示地価額、社会人口動態が設定されました。

次に、役割に係る施策とそれぞれのK P Iについて説明がありました。新規施策の産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備のK P Iが全施策のK P I達成率、その他経済成長の牽引に係る施策のK P Iが大学生、高校生の地元就職率にもなっておりますのでございます。

それから個別の連携事業について説明がありました。全体では、第1期の46事業、第2期が40事業となっております。

本町は、その40事業のうち第1期からの継続としまして22事業、新規として11事業、合計33事業で連携を検討しているところでございます。

続きまして、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について説明がありました。

今回、2つの新規の施策について連携を検討しており、議会の承認が必要となります。この件につきまして、議案を提出させていただいておりますので、詳しい説明につきましては、その際に説明をさせていただきたいと思っております。

以上、協議会の資料につきまして、議員控室に置いておりますので、御参照いただければと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

第3番目でございます。令和5年度全国町村長大会についてでございます。令和5年11月15日に東京都渋谷区のNHKホールにおきまして、令和5年度全国町村長大会が開催されました。

大会には、全国926の町村長、都道府県町村会が出席し、来賓として岸田内閣総理大臣を始め、額賀衆議院議長、長浜参議院副議長、鈴木総務大臣、河野デジタル田園都市国家構想担当大臣、茂木自由民主党幹事長、渡辺全国町村議長会会長や国会議員の皆様が全体で約1,500名の出席となりました。

始めに、吉田隆行全国町村会長から、相互の連携を一層強固にし、課題に一致団結して積極果敢に取り組んでもらいたいとの挨拶がありました。

次に、来賓挨拶として、岸田文雄内閣総理大臣から町村長の意見に耳を傾け、より連携し、政策を一つ一つ果敢に、そして丁寧に進めていくとの挨拶がありました。引き続き来賓の方々の挨拶の後、議事に入りました。

議事でございますけど、大会議事では、町村が自主的に自立的に様々な政策を展開し得るよう、少子化対策を推進しながら、子ども・子育て政策の強化をするようなことなど、17件の決議が採択されました。また、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議、農業農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立等に関する特別決議などが採択されました。更に、各省庁への要望事項としまして、大規模災害、震災、豪雨災害等からの復旧復興の全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化など、35項目が採択されました。これらの事項の実現をするための実行行動、地元選出の国会議員や政府要人に対しましての有効な方法で行われることとなります。

大会終了後は、長崎県町村会として取りまとめました、県内各町村の国への要望事項を各省庁、県選出国会議員への提出をいたしました。大会資料につきましては、議員控室に置いておりますのでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、物価高騰対策の件でございます。この件につきましては、次に上げております補正予算（第6号）に掲載をさせていただいておりますので、説明については割愛をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから、行政報告に対する質疑を行います。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

松浦鉄道自治体連絡協議会の経過報告があったんですけども、資料は議長さんのほうのをちょっと見させていただいております。その中で、裏のほうに今後の進め方という項目がありまして、令和5年11月から12月において覚書を変更する覚書の締結という項目があります。これ、各自治体ということですので、この内容についてどのようなのが覚書を今後締結されるのかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

こちらの覚書につきましては、こちらの基金の取崩しに関する内容でございまして、こちら、上限2億円という基金の残高保有額について覚書を交わされていたところでございますが、今回からその金額の変更があったという内容でございます。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

具体的によく理解できないんですけども、基金の取崩しについて毎年幾らか取り崩していくという具体的な内容についてはちょっとわからなかったんですけども、今までは基金の覚書がどのようなものであったのか、それをどこら辺がどのように変わるのかというのをお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

今までは、基金の保有額を2億円以上積むようにという、災害があったときの対応のために2億円、今回、そこまでは基金を積むようにしておりましたが、今回は緊急のために、松浦鉄道の極めて厳しい経営状況の対応が最優先ということで、ここらを覚書を変更いたしまして、基金を取り崩して支援を行うという内容になっております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

分らんですけど、理事か町長かどなたか総会に行かれたんですから、もう少し詳しく分かるように答弁を願います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この基金というのが災害対応時の基金ということで、普通は取り崩さないわけでございますけど、今回の緊急的な赤字ということで、コロナ禍で乗車人員がものすごく減ったということで、かなりの赤字が見込まれるということで、これはやむを得ないということで、この基金から取り崩して赤字補填しようということで取崩しの協定を交わしたということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということは、これは緊急的で5年度に限りこういう覚書をするということで理解すればよろしいわけでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

現状は5年だけということになっていきますけど、その後どうなるのかというのはまた話合いをして、この基金をどうするのかというのは出てくるんじゃないかと思っていますけど、今のところはそういう、須藤議員が言われたとおりでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ほかに質疑もないようです。

以上で、日程第4、行政報告を終わります。

— 日程第5 広域連合議会議員報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第5、広域連合議会議員報告に入ります。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員研修会について、永田勝美議員から報告をお願いいたします。

4番。

（長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員 永田 勝美君 登壇）

4 番（永田 勝美 君）

広域連合議会の議員研修会について報告いたします。

令和5年10月20日、長崎市の長崎県市町村会館で研修会がございました。今回の研修は、主には広域連合の事業概要についての事務局からの説明というのが中心でありまして、新任の議員が多いということもあって、そうした説明が行われたものと理解しています。内容については、資料を議員控室に後ほど置いていただきますので御覧いただきたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、日程第5、広域連合議会議員報告を終わります。

— 日程第6 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

4番。

（総務厚生委員長 永田 勝美君 登壇）

総務厚生委員長（永田 勝美 君）

4番の永田勝美です。私のほうから総務厚生委員会の委員会報告を行います。開催日時は令和5年11月6日、11月20日、12月4日、出席者はいずれも全員出席です。

最初に、11月6日分について、所管事務調査は条例等について3件、その他報告2件を受けております。案件ごとに順次報告いたします。

所管事務調査については、1件目、佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、今回の議案第72号案件です。今回の主な内容としては、関連法令及び内閣府令の改定に伴うものです。

委員会としては内容を確認し、次の定例会で提案されるものとして、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

2件目、佐々町税条例の一部改正について、今回の議案第70号案件です。

主な内容としては、軽自動車税、固定資産税の納期について、1期を5月末に改定するもののほか、身体障がい者等の種別割の減免規定を整備するものであり、9月4日の委員会に引き続き調査でありました。

委員からは、納税義務者が町民で扶養する障がい者が町外に在住するケースの取扱い等についての確認などがありました。

委員会としては内容を確認し、次の定例会で提案されるものとして、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

3件目、佐々町国民健康保険税条例の一部改定について、今回の議案第73号案件です。

主な内容としては、地方税法の一部改正に伴い、出産する被保険者の国民健康保険税の所得割と均等割を免除するものです。

委員会としては内容を確認し、次の定例会で提案されるものとして、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

その他報告で2件の報告を受けております。案件ごとに報告させていただきます。

1件目、水道事業財政収支の見直しについて、水道課から報告を受けました。内容については、所管委員会報告に譲りたいと思います。

2件目、下水道事業財政収支の見直し及びし尿等前処理施設に係る一般会計負担について、

水道課から報告を受けました。内容については所管委員会報告に譲ります。

続きまして、11月20日分について、所管事務調査は、条例等について3件、第1期佐々町保健福祉総合計画について1件、その他報告5件を受けております。案件ごとに順次報告いたします。

1、条例等について、1件目、職員の給与に関する条例等の一部改正について、今回の議案第69号案件です。

主な内容としては、人事院勧告に基づき期末勤勉手当の増、会計年度任用職員の給料表の改定について、関連法令及び内閣府令の改定に伴うものです。

委員会としては内容について確認し、次の定例会で提案されるものとして、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

2件目、佐々町手数料条例の一部改正について、住民福祉課から説明を受けました。

主な内容としては、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍全部事項証明書を本籍以外の市町村で交付することや、福祉分野で各種届出における戸籍の添付が情報連携により不要となるなどの変更があり、伴って必要となる戸籍電子証明書提供用識別符号などの料金を定めるものです。

委員会としては現段階の現状について内容を確認し、継続調査としました。

3件目、佐々町印鑑条例の一部改正について、住民福祉課から報告を受けました。今回の議案71号案件です。

主な内容としては、電子証明書に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、令和5年5月11日から、マイナンバーカードの電子証明書がアンドロイドのスマートフォンに搭載可能となったことに伴い、コンビニエンスストアに設置された、多機能端末機を用いた印鑑登録証明書の申請方法が追加されたことに対応する改定を行うものです。委員会としては内容について確認しました。

2、第1期佐々町保健福祉総合計画について、住民福祉課、多世代包括支援センターから報告を受け、説明を受けました。

主な内容としては、現在の作成進行状況についての説明を受けたということでございます。詳細は省略いたします。委員会としては内容を確認し、継続調査としました。

その他報告で5件の報告を受けております。案件ごとに報告いたします。

1、国保財政の見直しについて、保険環境課より報告を受けました。

2、佐々町クリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況について、保険環境課より報告を受けました。

3、ごみ収集運搬委託業務について、保険環境課より報告を受けました。今回、一般会計補正予算の債務負担行為に関する内容です。各委員から多くの確認意見があり、委員会として配慮を求めました。

4、戸籍業務について、住民福祉課より報告を受けました。今回、一般会計補正予算関連報告です。内容は戸籍法改正に伴い、戸籍に振り仮名が記載されることとなっており、伴って必要となるシステム改修費を計上するというものです。

5番目、マイナンバーカードの券面の一部見直しについて、住民福祉課より報告を受けました。住民基本台帳法の一部改正に伴い、マイナンバーカードにローマ字表記を可能とするシステム改修を行うというものです。

続きまして、12月4日分について、所管事務調査はその他緊急を要する案件について1件、その他1件を行っております。案件ごとに順次報告いたします。

1件目、一般廃棄物、家庭ごみ定期収集及び運搬業務について、保険環境課より前回に引き続き説明等を受けました。

主な内容として、随意契約とされていた委託業務を入札による契約に変更するものです。したがって、今回の一般会計補正予算に債務負担行為の補正が計上されています。詳細は議事録

を参照願います。委員会としましては、内容について確認し、次の定例会で提案されるものとして、十分な検討をお願いし終了しております。

その他報告として、佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、標記案件について、保険環境課から説明を受けました。主な内容としては、国から示された参考条例の一部修正に伴い、再修正を行うというものでございました。

以上です。

（総務厚生委員長 永田 勝美君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。
5番。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 登壇）

産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

産業建設文教委員会から所管事務調査について概要を報告いたします。

令和5年10月31日火曜日午前10時より、佐々町役場3階第1会議室において委員会を行いました。

所管事務調査、1、その他緊急を要する事案について1件と、2、条例等について2件、3、その他の調査を行い、その他報告として、8件の報告を受けました。

その他緊急を要する事案について、企画商工課よりでした。

1、佐々駅舎交流センターについて、2、条例等について、1、佐々町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について、2、佐々駅舎交流センターの施設に関する条例改正についてです。

佐々駅舎交流センターの施設管理運営について、指定管理者制度を活用し、令和5年10月のテナント開業を目指して事務を進める。なお、その対応に向けて、佐々駅舎交流センターの設置に関する条例の改正並びに佐々町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定に係る内容を一括して説明を受けました。

委員から、指定管理者の期間とその年数の根拠となる考えの説明を求められました。また、事業に対してスピード感を持って取り組んでいただけないのかと意見がありました。事業理事より、現時点では12月議会に提案できるか定かではないが、そこへ向けて事務を進める方向でありますとの説明がありました。

その他報告。学校社会教育及び整備について。1、学校給食費の公会計化について、教育委員会より。

本年8月31日に文科省から通知があり、令和4年5月の調査で全国の公会計の導入状況において、公会計を実施しているのが全国で約35%、準備検討をしているのが30%、予定していないのが35%という状況です。本町も、導入について財源確保、歳入歳出予算への編入、食材の調達方法の整理、条例規則の整理、また保護者への通知等など、導入に至るまでおおむね3年から4年の準備期間が必要と説明を受けました。

委員から、3、4年の準備がかかるスタートは何年度から始まるのかという確認がありました。

2、小中学校施設整備構想について、教育委員会より。

平成28年に作成した学校施設整備構想後7年が経過し、学校施設の長寿命化が進展していないことから、現状と課題についての説明を受けました。

委員からは、小中学校施設整備構想、企画、設計を議会は認めたのに、何も進んでいない状況では行政経費の無駄遣いと指摘がありました。

その他、報告事項3、水道事業、行政収支の見通しについて、水道課より。

令和6年から令和20年までの見通しについての報告を受けました。

4、水道事業 財政収支の見通し及びし尿等前処理施設に係る一般会計負担について、水道課より。

令和6年から令和20年までの見通しについての報告と、し尿等前処理施設に係る一般会計負担についての説明を受けました。

委員から、水道事業、下水道事業ともインフラ整備を行うと減価償却費が増え、収支のバランスが崩れ、将来的に見通しが厳しくなるのでは、適正料金という部分を堅持しなければ、他市町のような不具合が出るのではないかと意見がありました。

5、事業の繰越しについて、水道課より。

繰越しが見込まれる水道事業についての報告を受けました。

6、国道204号線の歩道整備について、建設課と水道課よりの報告で、県が本年度実施予定の芳ノ浦地区妙見橋付近の歩道拡幅工事について、西九州自動車道4車線化工事と現場が重なり、実施を見送ることになったと。4車線化工事後の施工となれば、事業費の増が見込まれるが、事業を実施するよう改めて県に要望を行っているとのこと。また、歩道拡幅工事に伴う配水管更新工事については、実施を見送ることになったとの報告を受けました。

7、農地等災害について、農林水産課よりです。

令和5年9月豪雨により、農業用施設3か所、農地2か所が被災したとの報告を受けました。

8、その他、教育委員会よりです。

狸山史跡墓群出土ひすい製大珠が、10月5日に県の指定文化財の指定を受けたとの報告を受けました。

以上、産業建設文教委員会の調査案件の報告を終わります。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

次に、新庁舎建設に関する調査特別委員会の特別委員会調査の報告を委員長からお願いいたします。

6番。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊君 登壇）

新庁舎建設に関する調査特別委員長（阿部 豊 君）

6番、阿部豊です。私のほうから、新庁舎建設に関する調査特別委員会の報告をさせていただきます。

まず、開催日時としましては、令和5年11月1日と、令和5年12月4日、2回行いました。各開催日ごとの報告を行います。

令和5年11月1日水曜日に、出席委員は全員です。説明のための出席者として、執行及び参考人として、株式会社遠藤克彦建築研究所から3名出席をいただいております。

特別委員会の調査内容として、新庁舎建設に関する調査についてということで、現在の進捗状況。まず、現在の進捗状況ですけれども、建設、建方、10月26日に鉄骨を建てかけて、建方を開始したということで、予定としまして、10月末予定が11.57%、実施済みとしましては10.7%ということで、若干の遅れが発生していると。

委員のほうから何か問題点がなかったのかという確認があっております。

執行側としまして、説明としましては、床掘りを行った際、以前埋め立てられた土地の中に、コンクリートガラやアスファルトガラがあり、分別作業等の予期せぬ事態があり、設計変更及び若干の遅れが生じたということでございましたが、設計事務所等の確認におきましては、全体としましての遅れは取り戻せる範疇であるというふうな確認をしております。

特別委員会としまして、内容について確認、継続調査案件とし終了しております。

次に、主な設計変更内容についてということで、第7分団詰所横駐車場鉄骨屋根解体及び床掘り土の分別処理等々の8件、概算としまして2,350万円。この中で問題となりましたのが、国道側側溝の整備及び土壌の調査費用等の計上漏れ、また、屋根断熱材変更の900万円についてでございます。

委員から、予算対応はいかにということで、執行側の回答としましては、執行残を含めた整理をし、対応したいということでございました。

また、委員からの指摘としまして、断熱材、設計基準を満たさないということについて、理解しがたいというような厳しい意見や、断熱効果が落ちるということは当然予測すべきことであって、大変お粗末で無責任というような厳しい指摘がございました。

屋根工法の変更については、設計事務所との確認は了解していたが、詳細まで打合せしていなかったという事実がここで判明し、委員から、断熱材の厚さは詳細でなく、屋根の性能を決める極めて重要な柱と、進めた側の責任があるというような厳しい指摘をされております。

また、設計事務所のほうで確認取れているのが、屋根の葺き方を再入札時に、仕様変更は変更処理を行っていたが、屋根全体の断面構成を変更するというお話は、設計事務所としてはいただいているということでありました。

状況について、委員会として厳しい意見が出ましたけれども、確認をしております。当日、特別職が出席していないということもあり、改めて継続調査案件と、その日はしております。

また、次に、備品整理についてでございますが、委員から整理する要綱がいかにという確認がなされております。執行部側は、検討させていただきたいという回答であり、内容について確認をし、継続調査案件として終了しております。

その他報告としまして、ATMについてでございます。執行側としましては、検討課題としていたが、庁舎内での協議の結果、町負担によるATM設置については行わない方針で進めさせていただきたいという報告でございました。理由としましては、町が積極的に設置を行う場合、多額の費用を要するというところでございます。

報告事項の2点目です。既存備品の整理スケジュールについての報告を受けております。新庁舎引越し後、最終的に現庁舎に残った備品について一覧表を整理し、譲渡、売却、廃棄を行う予定であるということで、スケジュールとしましては、令和6年10月から使用備品、他公共施設使用備品の整理を行い、新庁舎の引越し、令和6年11月から令和7年1月において、新庁舎他公共施設用備品の引越し、残備品の整理一覧表を作成し、対応を準備すると。

新庁舎引越し後及び旧庁舎解体前の令和7年1月から3月において、残備品の対応をしたいということでございます。執行側としましては、町内会等の団体に対し案内をする考えでございました。

委員からは、町内会含めて各種団体は割と備品等足りていると。個人も含めて検討していたらという意見があり、執行側が検討するというような状況でございます。

以上、11月1日の報告を終わりたいと思います。

続きまして、令和5年12月4日、前回の主な設計変更内容についてということで、再度、委員会を開催いたしました。

改めて、執行側からの追加説明はなく、町長から、地質調査等の未計上については、慎重さを欠いており、改めて職員に指導させていただきたいと、また屋根変更については、最終的な

変更について、設計者との意思疎通ができておらず、詳細な確認もできていないと、猛省しているということでございました。猛省を含めた町長からの陳謝を受けたところでございます。

追加説明として、変更を含めた施工内容の必要経費については、現予算の範囲内でコスト削減に努めていきたいというような町長からの説明がございました。

当日においても、各委員から厳しい御意見がありましたけれども、最終的にまとめますと、1年近く経って変更の報告とかいう状況にあり、説明が遅い、内容について疑念を抱かれるような状況になってしまう、庁舎建設室に対して厳しい意見になりますけれども、今後の対応について厳に慎んで行っていただきたい旨の意見がありました。

以上、新庁舎建設に関する調査特別委員会の報告を終わりたいと思います。詳しくは、お手元の委員会報告を御一読いただきたいと思います。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第6、委員会報告を終わります。

— 追加日程第1 議案第69号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

これから、議案の上程に入ります。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

追加日程第1、議案第69号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第69号 朗読）

中身については総務課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

職員の給与に関する条例等の一部改正について内容を御説明いたします。今回の条例改正の主な内容は、令和5年8月に発表された人事院勧告に基づく俸給表の引上げ及び期末勤勉手当の支給率の改正、特別職の期末手当の支給率の改正、地方自治法改正により、全ての会計年度任用職員へ勤勉手当の支給が可能になったことによる勤勉手当支給のための改正となっております。

今回の給与の改正内容は、人事院勧告及び令和5年10月に発表された長崎県人事院勧告と同内容となっております。

条例の改正内容については、お配りしております資料により御説明させていただきます。まず、令和5年12月定例会議案第69号総務課資料1-1の1ページを御覧ください。

まず、一般職の給与改定でございます。給料表の改定ですが、民間給与との格差を踏まえ、若年層に重点を置いた俸給表の水準を引き上げることとした人事院勧告の内容に準じた改定を行います。

行政職給料表ですが、本町の平均改定率が1.1%、県の平均改定率も1.1%でございます。

改定内容でございますが、大卒程度の初任給を1万1,000円、高卒程度の初任給を1万2,000円引き上げ、若年層の引上げに重点を置き、そこから改定率を低減する形で全体の引上げ改定を行うものです。

適用日は令和5年4月1日とし、遡及適用いたします。

級ごとの改定額及び級ごとの職員分布数は1ページ下段に記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。医療職給料表、現業職給料表の改定ですが、医療職給料表2が改定額1,800円から5,200円、対象者2名。医療職給料表3が改定額1,000円から6,300円、対象者6名となります。現業職給料表については規則での改正となります。資料1-3に規則の改正案を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

次に、期末勤勉手当の改定でございます。

2ページ、中ほどの表を御覧いただければと思いますが、令和5年12月期の期末勤勉手当の支給割合を計0.10月分引き上げて、年間4.50月分とするものでございます。

令和6年度の支給割合は、6月期、12月期とも、期末手当1.225月分、勤勉手当1.025月分となります。

次に、特別職の給与改定でございます。2ページ中段下の表を御覧いただければと思いますが、令和5年12月期の期末手当の支給割合を0.10月分引き上げて、年間3.40月分とするものでございます。令和6年度の支給割合は、6月期、12月期とも1.70月分となります。

次に、再任用職員の給与改定でございます。給料表の改定額は、1,000円から1,100円、対象者は8名となります。

適用日は、一般職同様、令和5年4月1日とし、遡及適用いたします。

3ページをお願いいたします。次に、期末勤勉手当の改定でございます。

3ページ上段の表を御覧いただければと思いますが、令和5年12月期の期末勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げて、年間2.35月分とするものでございます。

令和6年度の支給割合は、6月期、12月期とも、期末手当0.6875月分、期末勤勉手当0.4875月分となります。

次に、会計年度任用職員の給与改定でございます。給料表の適用日ですが、令和5年4月1日としております。資料の1-2を御覧いただければと思いますが、この遡及適用につきましては、令和5年5月2日付、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長から、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするという通知がありましたので、それに基づき遡及適用するものでございます。

次に、期末手当の改定でございます。3ページ、中段の表を御覧いただければと思いますが、令和5年12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げて、年間2.45月分とするものでございます。

次に、勤勉手当の支給でございます。地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となったことから、条例を改正するものでございます。6月期、12月期とも1.025月分の支給を予定しております。支給対象は、期末手当同様、6か月以上任用され、週15時間30分以上勤務するものとなります。

会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となった場合、期末勤勉手当の支給割合は、一般職と同様4.50月分となります。

4ページをお願いいたします。今回の条例改正に伴う影響額ですが、約2,650万円となっております。

ります。

参考までに、過去の人事院勧告の内容を記載しております。

それでは、議案のほうを御覧いただければと思います。議案の1ページ、2ページを御覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条 職員の給与に関する条例(昭和46年佐々町条例第1号)の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分(以下「改正前表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

第1条の改正内容ですが、こちらは、令和5年12月支給の一般職及び会計年度任用職員の期末手当を0.05月分引き上げ、勤勉手当を0.05月分引き上げ、再任用職員の期末手当を0.025月分引き上げ、勤勉手当を0.025月分引き上げる内容となっております。

次の3ページから30ページが給料表の改正となっておりますので、御覧いただければと思います。

次に、31ページをお願いいたします。

第2条 町長及び副町長の給与に関する条例(昭和31年佐々町条例第12号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらの朗読は省略させていただきます。

第2条の改正内容は、令和5年12月支給の町長、副町長の期末手当を0.10月分引き上げる内容となっております。

32ページをお願いいたします。

第3条 佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年佐々町条例第20号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらにつきましても朗読は省略させていただきます。

こちらの改正内容につきましては、令和5年12月支給の教育長の期末手当を0.10月分引き上げる内容となっております。

33ページをお願いいたします。

第4条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年佐々町条例第18号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら朗読は省略させていただきます。

第4条の改正内容は、令和5年12月支給の議員の期末手当を0.10月分引き上げる内容となっております。

34ページ、35ページをお願いいたします。

第5条 佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年佐々町条例第17号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら朗読は省略させていただきます。

第5条の改正内容は、会計年度任用職員への勤勉手当の支給、給与の遡及適用、勤勉手当の支給対象を定める内容となっております。

36ページをお願いいたします。

第6条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐々町条例第8号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらも朗読は省略させていただきます。

第6条の改正内容につきましては、資料では御説明しておりませんでした。育児休業中の会計年度任用職員にも一般職同様、勤勉手当を支給できるようにする内容となっております。

37ページ、38ページをお願いいたします。

第7条 職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。こちらも朗読は省略させていただきます。

第7条の改正内容は、令和6年度以降の6月、12月支給の期末勤勉手当を、それぞれ一般職及び会計年度任用職員の期末手当を1.225月分、勤勉手当を1.025月分、再任用職員の期末手当を0.6875月分、勤勉手当を0.4875月分とする内容となっております。

39ページをお願いいたします。

第8条 町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらも朗読は省略させていただきます。

第8条の改正内容につきましては、令和6年度以降の6月、12月支給の町長、副町長の期末手当をそれぞれ1.70月分とする内容となっております。

40ページをお願いいたします。

第9条 佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらも朗読は省略させていただきます。

第9条の改正内容につきましては、令和6年度以降の6月、12月支給の教育長の期末手当をそれぞれ1.70月分とする内容となっております。

41ページをお願いいたします。

第10条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらも朗読は省略させていただきます。

第10条の改正内容は、令和6年度以降の6月、12月支給の議員の期末手当をそれぞれ1.70月分とする内容となっております。

41ページ、42ページの附則ですが、第1項の施行期日について、公布の日から施行するとしておりますが、第5条の会計年度任用職員の勤勉手当支給に関する条文の改正及び第6条から第10条は、令和6年4月1日から施行することとなります。

第2項の適用につきましては、第1条の給料表の改正は、令和5年4月1日からの適用となります。

42ページをお願いいたします。第3項ですが、第1条の令和5年12月支給の期末勤勉手当に係る条文の改正、第2条から――

議 長（淡田 邦夫 君）

すいません、まもなく12時になりますけども、この案件が終了するまで続けさせていただきます。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

第3項ですが、第1条の令和5年12月支給の期末勤勉手当に係る条文の改正、第2条から第

4条の改正は、令和5年12月1日からの適用となります。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

説明が終わりました。これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

まず、労働組合があると思うんですけども、労使合意の上の議案の提案なのかということを確認したい。

次に、2点目、会計年度任用職員の処遇改善というポイントについて、常勤職員との均等・均衡待遇を目指した勤勉手当の支給、常勤職員に準じた給与改定、遡及改定等の取扱い、休暇等の改善については、交付税措置が予定されているというふうに認識しているんですけども、その状況がどのようになっているのか、財源について確認をさせていただきたい。

また、あわせて、会計年度任用職員の処遇改善というポイントで、あわせて確認させていただきたいのが、夏季休暇及び介護休暇等の休暇制度の改善については、正規職員と同様の取扱いとして進めていかれるのかも確認をあわせてさせていただきたい。

3点目としまして、通勤手当について、今回も本町、小さい自治体で、人事院勧告の内容に準じて行うという従来の考えは変わらないと分かっているんですけども、長崎県においては、全国一のガソリン高というような状況で、通勤手当等について改善については、町長がどのようなお考えをお持ちなのかということ。果たして手当だけで賄われているのかという疑問点もありますので、そのポイントについて確認をさせていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

職員組合との交渉ですが、11月17日に団体交渉を行いまして、妥結をしておるところでございます。

それから、2つ目、休暇、正規職員に準じてということでしたが、こちらは可能な限り正規職員に近づけるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

通勤手当のお話がありました。やはりガソリンが上がっているということはよく分かるわけでございますけれど、佐々町としましても、今までが人事院勧告に基づいて改正をした経緯がございますので、今回も人事院勧告に基づいてやっていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

2点目の御質問の交付税措置に関係するところでございますけれども、国からの通知の中で、給与改定に係る一般財源所要額については、今回、普通交付税が増額になっておりますけれども、その総額の範囲内で対応することとしているということで通知が来ております。

その交付税につきましては、今回、臨時経済対策費ということで、本町には2,946万円が追加交付がされたところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

組合とは妥結したということで理解しました。

会計年度任用職員の処遇改善については、できる限りということではなく、タイミングも同じにして処遇改善を、正規職員の改善がなされるのであれば、会計年度任用職員の改善もあわせて休暇制度についても行っていただきたいということを意見として申し上げたいと思います。

また、通勤手当については、県内の団体において特別変わっているというところが、変動性という部分で、ガソリン単価の幾ら以上、180円以上になると変動性を取っているというような団体もあるようですので、そこは、研究をしていただきたいと。全国一ガソリン代が高い、車での通勤が余儀なくされて、公共交通機関も限られて、都会と違いますので、車での通勤が余儀なくされる場合が多々あると思うんですよ。その部分は、特に、長崎県町村会の会長も町長なされておりますので、各町村と議論の課題に上げていただいて、そういった部分の研究は努めて行っていただきたいなということを意見として申し上げたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

答弁はいいですか。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

あらればいただきたいです。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

今、物価高騰が、本当に凄まじい状況がずっと続いていて、ことしも賃金が少し上がったというふうに言われていますけれども、大手が中心で、全体としては賃金はほとんど上がらないという中で、賃金の上昇が物価に追いつかないという状況で、実質賃金が低下するという状況が19か月続いています。それに対応して、今回の人事院勧告というのはどのように対応はされたのかということが、なかなかこの数字だけ見ていると理解できないと思うわけです。ですから、実際に民間と比べてどうなのか。実際に今の賃金が、もうこれでいいというふうにお考えなのか。賃金を更に上げなくてはならないというのは、私は必要だというふうに思っているわけで

すけれども、民間と比べてどうなのか、それから、人事院勧告の今回の答申についてどのように評価しているのか、評価するというか、要するに物価上昇等に追いつくのかという点なども含めて、町長の御認識を伺いたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かに、永田議員がおっしゃるように、ほかの外国には毎年物凄く上げているんですね。多分日本が一番賃金が上がっていないということで、経済雑誌にもそういう話がありました。

言われるとおり、確かに給料は、率が上がっていないわけですが、やはり町としまして、人事院勧告を踏まえて今までやってきているわけですから、それに従って、我々もやっていきたいということ——

（「議長、私語は慎んでもらってください。」の声あり）

議 長（淡田 邦夫 君）
傍聴者の方、すみません。私語を慎んでください。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ということで、それを御理解を職員組合にも御理解をいただいてやっておるということでございますので、また、永田議員にもそういうことで御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
民間との比較はどうですか。
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

長崎県人事委員会の勧告によりますと、県内の公民格差は給料で3,603円の格差があるということで、今回の長崎県の人事委員会勧告となっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

民間との格差というのはどこで比べているのかというのをいつも思うわけですが、本当に実感とは全然かけ離れているというふうに思います。公務員の賃金というのは本当に安いというのを私は思います。民間企業で、要するに一部上場企業と比べるとどの程度違うのかですね。実際にそういう中で人材確保も進めているわけですから、だからそういった意味では、公務員の賃金というのが翻っていくと、町内では、役場の職員の賃金というのが、一般のサラリーマンと比較すると一番高いというふうにも言われるわけですよ。だから、その全体の底上げというのを図っていく上でも、やっぱりその町の役場の職員の給与というのは、町内の賃金

のやはり一つのメルクマールになるというふうには私は思います。ですから可能な限り、やはりその賃金の手当というのはやっていくべきだということを、私は意見として述べておきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

る同僚議員から上げることばかり聞いておるんですけども、別の観点から質問いたします。

要は人事院勧告ですから、国の人事院勧告、長崎県の人事院勧告、それに基づいてするのは当然だと思います。率先して行政が給料とか上げるのは、やっぱり住民が許さないだろうと私は思っておりますので、一步後で、人事院勧告に基づいて要求していくのが当然だろうと認識はしております。

それで、先ほど来から会計年度任用職員とか、それも一般職と同じような制度が来年度から取るとかお話があつておるんですけども、ざっと今よく分からんですけど、一般会計関係だろうと思うんですけども、282人、国民健康保険会計で3人、介護保険で11人、水道事業で6人、下水道で3人、全体で303人の職員がおつて、常日頃皆さんが一般質問して、いろんな提案をしているけど、本当に業務としてなっているのかなと、ちょっと疑問点が日頃思っておるものですからお尋ねをしていきます。

まず、両理事にお伺いしますが、両理事が担当している各課において、事務事業がすんなりいっているかどうかというのをまず1点お伺いします。

時間がないので、1問ずついきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事。

総務理事（大平 弘明 君）

議員の御質問についてでございますが、やはり国あたりからの業務が降りてきたりとか、あとDX関係とかそういったことで、新しい業務、こういったものも当然増えてきているという、そういう中で現状の職員で賄っていく、そして、補助的に会計年度任用職員等により業務を遂行していくという上では、現状ぎりぎりのところで行っているのではないかというふうに認識をしております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事。

事業理事（今道 晋次 君）

私、事業理事の所管の事業としまして、毎週のように担当課長と調整をさせていただいております。令和5年度の予算という部分では、もう既に発注工事も一通り終わっておりますので、私の所管の部分については、今順調に仕事はできているというふうには思っております。

ただ、課題があるかと言われたら、課題はしっかりと残っているというふうに思いますので、そこはおいおいしっかりと担当課長とも調整し、協議をしながら進めてまいりたいというふう

に思っているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

303人で多いか少ないかは分かりませんが、私はそのようには思っておりませんので。

それから、一般職というんですから、みんな同じ職員なんです。まあそれは御存じと思うんですけども。会計年度任用職員に町長さんは一人にできないから、先般来からいつも言っていますとおり、事務分掌として、どの分野を与えているのか、そういう辞令というのは発行なさったのかどうか。発行するのが総務課長でも結構です。総務理事でも結構ですけど。業務を与えて、同じようなレベルに一般職の職員、正規の職員と言ったらどうか、差別したら悪いんですけど、106人一般会計がおられますから、その人のあれと一緒に程度に会計年度任用職員を採用して今やっていますから、事務分掌としてどのような任務命令を出しておられるのか、それについてお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

事務分掌につきましては、現在のところは具体的な事務を与えているわけではございませんが、令和6年度以降は、期末手当、勤勉手当も支給することになりますので、何かしら具体的な事務を割り振っていきたくて考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

やっぱり正規職員と、ある程度同等な賃金になってくれば、あれですけど、手伝い程度の仕事ということになっていくんじゃないかなと思いますから、それぞれ責任を持って仕事をしていくような体制をとっていかんと、303人も、佐々町1万4,000人の中で仕事していてぎりぎり、ほか聞けば、各課まだ職員が足りないとかという声も聞きます。切りがありません。そこら辺を絶対、来年度って今総務課長がおっしゃったから、検討して、研究して、人事に反映していただければと。そこまではタッチできませんから、そういう意見があるということだけ認識していただきたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ほかにないようです。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第69号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

1時15分まで暫時休憩といたします。

（12時15分 休憩）

（13時15分 再開）

— 追加日程第2 議案第73号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2、議案第73号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第73号 朗読）

中身につきましては保険環境課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、議案第73号について、クリップ止めで添付しております資料を基に、概要のほうを説明させていただきたいと思っております。

資料上段の改正内容ですが、今回、地方税法等の改正に伴い、新たに出産する国保被保険者の保険税、所得割と均等割になりますが、これを免除することとなりましたので、これに対応する町国民健康保険税の条例の一部改正を提案するものです。

この免除について、不足する財源については国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で負担することになっており、地方負担分については交付税措置がなされることとなっております。

次に、対象者ですが、令和5年11月1日以降に出産又は出産予定の被保険者が対象となり、妊娠85日以上の出産が対象で、死産、流産、早産、人工中絶の場合も対象となります。

次に、免除方法ですが、記述の下の表を御覧いただきたいと思っております。

単体出産の場合、出産月、予定月の前月から出産月の翌々月までの4か月分が対象となり、出産被保険者の所得割均等割が減額されます。多胎出産の場合、出産月、予定月の3か月前か

ら出産月の翌々月までの6か月分が減額の対象となります。

資料一番下に、施行期日を令和6年1月1日として記載しておりますけども、これは改正政令の施行期日に合わせたもので、今年度対象となる出産については、令和5年11月以降の出産が対象となり、令和5年11月に出産された場合、令和6年1月の1か月分の保険税が減額となり、施行期日前、令和5年12月以前の3か月分の保険税は減額の対象となりません。

続いて、議案書のほうを御覧ください。かがみをめくっていただいて、1ページ目をお願いいたします。

佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

佐々町国民健康保険税条例（昭和41年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前後表ですが、第21条に国民健康保険税の減額について規定しています。ここに、新たに第3項を追加し、今回の産前産後被保険者の所得割、均等割の減額を規定しています。

1ページの最後から3ページの中段まで、新たに1号から6号を追加し、こちらで基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各区分で減額する保険税額の計算方法等を規定しております。

それから、3ページの後段から4ページに、第22条の3、産前産後免除を行うために納税義務者から提出いただく届出書や添付書類等について規定をしております。

最後に、5ページの附則になりますが、施行期日を令和6年1月1日とし、適用区分において、令和6年1月以降の国民健康保険税に適用し、令和5年12月以前の国民健康保険税には適用されないことを規定しております。

説明については以上です。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第73号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

— 追加日程第3 議案第75号 令和5年度 佐々町一般会計補正予算（第6号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第3、議案第75号 令和5年度佐々町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第75号 朗読）

中身につきましては税財政課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。1款町税、補正額4,670万円、計16億485万2,000円、1項町民税、補正額3,900万円、計7億2,109万1,000円、2項固定資産税、補正額500万円、計7億503万2,000円、3項軽自動車税、補正額170万円、計5,672万9,000円、4項町たばこ税、補正額100万円、計1億2,200万円。

12款分担金及び負担金、補正額54万3,000円、計3,988万8,000円、2項分担金、補正額54万3,000円、計69万7,000円。

13款使用料及び手数料、補正額、減額6万1,000円、計1億9,525万6,000円、2項手数料、補正額、減額6万1,000円、計4,334万8,000円。

14款国庫支出金、補正額9,461万3,000円、計16億1,197万円、1項国庫負担金、補正額2,760万円、計7億6,039万円、2項国庫補助金、補正額6,701万3,000円、計8億4,843万4,000円。

15款県支出金、補正額2,036万8,000円、計5億3,454万7,000円、1項県負担金、補正額1,432万3,000円、計3億5,750万1,000円、2項県補助金、補正額740万2,000円、計1億4,220万7,000円、3項委託金、補正額、減額135万7,000円、計3,483万9,000円。

16款財産収入、補正額43万2,000円、計4,090万6,000円、1項財産運用収入、補正額1,000円、計2,037万9,000円、2項財産売却収入、補正額43万1,000円、計2,052万7,000円。

17款寄附金、補正額3,000万円、計6,114万3,000円、1項寄附金補正額、計とも同額です。

18款繰入金、補正額、減額3,681万円、計7億7,029万8,000円、1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。20款諸収入、補正額120万円、計1億564万7,000円、4項雑入、補正額120万円、計5,484万1,000円。

2ページをお願いいたします。

21款町債、補正額、減額1億5,840万円、計23億30万円、1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額、減額141万5,000円、計99億1,095万6,000円。

3ページをお願いいたします。

歳出。1款議会費、補正額、減額41万円、計8,417万円、1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額2,611万2,000円、計20億5,163万8,000円、1項総務管理費、補正額1,819万2,000円、計19億1,404万7,000円、2項徴税費、補正額、減額216万2,000円、計6,919万3,000

円、3項戸籍住民基本台帳費、補正額1,143万9,000円、計5,301万1,000円、4項選挙費、補正額、減額135万7,000円、計1,253万円。

3款民生費、補正額1億5,017万6,000円、計22億9,262万円、1項社会福祉費、補正額1億5,882万5,000円、計11億7,177万8,000円、2項児童福祉費、補正額、減額864万9,000円、計11億2,064万2,000円。

4款衛生費、補正額、減額2億1,668万8,000円、計24億7,032万2,000円、1項保健衛生費、補正額、減額472万1,000円、計4億8,716万円、2項清掃費、補正額、減額2億1,196万7,000円、計19億7,667万3,000円。

5款労働費、補正額1,000円、計47万5,000円、1項労働諸費、補正額、計とも同額です。

6款農林水産業費、補正額、減額151万5,000円、計1億8,782万円、1項農業費、補正額、減額153万8,000円、計1億7,657万2,000円、2項林業費、補正額2万3,000円、計1,104万8,000円。

7款商工費、補正額2,537万5,000円、計1億7,177万4,000円、1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額減額5,901万7,000円、計7億9,337万2,000円、1項土木管理費、補正額118万3,000円、計9,683万9,000円、2項道路橋梁費、補正額、減額70万8,000円、計1億5,869万4,000円、3項河川費、補正額、減額4,460万7,000円、計2,670万8,000円、4項港湾費、補正額12万3,000円、計466万2,000円。

4ページをお願いいたします。

5項都市計画費、補正額、減額1,513万9,000円、計3億9,097万円、6項住宅費、補正額13万1,000円、計1億1,549万9,000円。

9款消防費、補正額13万7,000円、計2億8,855万7,000円、1項消防費、補正額、計とも同額です。

10款教育費、補正額2,687万1,000円、計7億2,350万円、1項教育総務費、補正額640万2,000円、計1億661万9,000円、2項小学校費、補正額201万6,000円、計1億7,047万1,000円、3項中学校費、補正額、減額343万6,000円、計1億2,173万8,000円、4項幼稚園費、補正額1,779万9,000円、計1億448万8,000円、5項社会教育費、補正額351万3,000円、計1億3,851万7,000円、6項保健体育費、補正額57万7,000円、計8,166万7,000円。

11款災害復旧費、補正額1,501万5,000円、計4,103万円、1項農林水産施設災害復旧費、補正額1,501万5,000円、計2,633万1,000円。

12款、公債費、補正額、減額295万6,000円、計5億4,392万8,000円、1項公債費、補正額、計とも同額です。

13款諸支出金、補正額3,548万4,000円、計2億5,502万6,000円、1項基金費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額、減額141万5,000円、計99億1,095万6,000円。

5ページをお願いいたします。

第2表継続費補正。

変更。4款衛生費、2項清掃費、事業名、佐々クリーンセンター基幹的設備改良事業。補正前と補正後の総額には変わりはありませんけれども、令和5年度以降の年割額が変更になります。補正前の令和5年度年割額18億8,400万円、補正後、令和5年度年割額16億8,901万円、補正前、令和6年度年割額13億4,100万円、補正後、令和6年度年割額15億3,599万円。それぞれ1億9,499万円が差額になりますけれども、これについては、令和5年度の予算に対する国費の減に伴いまして、補助事業費分、この1億9,499万円を令和6年度に組換えを行うという変更になっております。

それでは、6ページをお願いいたします。

第3表繰越明許費。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、マイナンバーカードローマ字表記等に係る住民記録システム改修事業、金額594万円。

続いて、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍への振り仮名記載に係る戸籍システム改修事業、金額870万1,000円。

続いて、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍附票への振り仮名記載に係る戸籍附票システム改修事業、金額434万5,000円。この3件につきましては、後ほど担当課のほうから資料に基づいて説明がありますけれども、これはマイナンバーカードにローマ字等が表記できるようになったり、戸籍、また戸籍附票への振り仮名記載が住民基本台帳法もしくは戸籍法の一部改正によりまして、制度化されることに伴いまして、システムの改修が必要になっております。その分で繰越明許費を計上しております。いずれも令和7年3月の完了見込みとなっております。

続いて、6款農林水産業費、1項農業費、事業名、佐々町肉用牛経営緊急支援事業、金額992万2,000円。これについては、令和6年4月の完了見込みとなっております。

それから、7款商工費、1項商工費、事業名、貨物運送事業者燃油価格高騰対策支援事業、金額390万円。これについては、令和6年7月の完了見込みとなっております。

それから、7款商工費、1項商工費、事業名、子育て応援商品券事業、金額3,386万1,000円。これについては、令和7年1月の完了見込みとなっております。

以上、この3件につきましては物価高騰支援の事業でございますけれども、また、後もって資料で説明をさせていただきたいと思っております。

続いて、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、事業名、5年災農地災害復旧事業、金額543万4,000円。これについては、令和6年5月下旬の完成見込みとなっております。

続いて、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、事業名、5年災農業用施設災害復旧事業。これについては令和6年5月下旬の完成見込みとなっております。

この災害復旧事業につきましては、9月豪雨による災害でございます、農地については、田んぼの「田」の2件分です。それから、施設につきましては、耕作道、水路、合わせて3件分の災害復旧でございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

第4表債務負担行為補正。

追加。事項、ごみ収集業務委託料。期間、令和6年度から令和11年度まで。限度額1億6,424万円。これについては、ごみステーションに出される一般家庭から排出されるごみでございますけれども、可燃物、不燃物、資源ごみの収集業務委託料分でございます。6年度から11年度までとなっておりますけれども、5年間ということになります。これにつきましても、後もって担当課のほうから資料に基づいて説明をさせていただきます。

続いて、8ページをお願いいたします。

第5表地方債補正。

変更。起債の目的、（一般廃棄物処理事業債）ごみ処理施設基幹的設備改良事業。補正前、限度額11億6,090万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後、限度額が10億4,390万円、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。これにつきましては、先ほど継続費のところでも御説明しましたが、国費の減に伴う補助事業費の分の減ということになります。

それから、続いて、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（道路防災事業）。補正前、限度額1,100万円、補正後、限度額が1,060万円。町道神田線の道路災害防除の地質調査

業務の完了に伴う減ということになります。

続いて、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止県営事業（海岸保全事業）。補正前、限度額450万円、補正後、限度額460万円。これについては、県営事業の分でございますけれども、佐々港に敷設してある大型土のうの中の土砂の数量が見込みよりも多かったと、増えたということで、それに伴う県営事業負担金の増による地方債の増ということになっております。

続いて、（緊急防災・減災事業債）中学校バリアフリー化事業、補正前、限度額1,500万円、補正後、限度額1,400万円。これはバリアフリー化工事完了に伴う減ということになっております。

続いて、（災害復旧事業債）5年災農地等災害復旧事業。補正前、限度額90万円、補正後、限度額480万円。農地2件、施設3件の補助事業分と測量設計業務委託の単独事業分、合わせて480万円への補正ということになっております。

続いて、廃止。起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（砂防事業）。これは、堅山地区ののり面の保護工事の分でございますけれども、入札不落によります標準工期の確保が困難ということで、令和5年度での事業実施が難しいということで、事業実施年度の変更ということで、4,400万円の廃止ということになっております。

続いて、9ページ、10ページの歳入歳出補正予算、事項別明細書、1、総括については割愛をさせていただきますけれども、今回の補正については、国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しました、物価高騰支援が1億5,700万7,000円を計上しております。そのほか、9月豪雨による農地等災害復旧事業を計上しております。

さらに、人事院勧告に伴う人件費の増額、それから、幼稚園の施設型給付費負担金等や障害児の通所給付費など、扶助費の増額を計上しておりますけれども、クリーンセンターの基幹的設備改良事業におけます補助事業費の減額が大きく影響し、全体としては141万5,000円の減額補正となっております。

内容につきまして、まず11ページをお願いいたします。

町税でございますけれども、まず個人の部分でございます。一番上になります補正額が2,500万円、これには、主には給与所得者の増ということになっております。

2目の法人につきましては、均等割の部分、9号法人300万円のところが1社おられたんですけども、その法人が従業員数によりまして7号法人に変わっております。その分で均等割が減額となっておりますけれども、法人税割のほうが全体として増と、当初の見込みより増ということで、合わせまして1,400万円の増となっております。2項の固定資産税につきましては、土地の調定見込み、また償却資産の調定見込みが当初よりも大きくなったということで、500万円の増額補正をさせていただきます。

軽自動車税の種別割につきましては、5年度の見込みが総トータルではそこまで増えておりませんが、乗用の自家用の重課税率の分が増ということになりまして、170万円の増となっております。

タバコ税につきましては、5年度の見込みが当初の見込みよりも15万3,000本の増でございますけれども、4年度と比較すると減という状況になっております。

それから、13ページから14ページにかけて国庫支出金のところがございますので、ここであわせて説明をさせていただきます。予算書に添付しております資料をよろしく願いいたします。予算書に添付しておりますA3折込みの資料でございます。

令和5年度の物価高騰支援ということで、上段が低所得者世帯支援枠の分でございます。これにつきましては、11月29日に交付限度額が通知されましたけれども、それを踏まえまして予算編成をしております。まず上段が、非課税世帯等への臨時特別給付金事業ということで、1世帯当たり7万円の支給を行うものでございます。

電子計算費のシステム改修とその下の給付金事業を合わせまして、予算額が1億472万4,000

円、ここに臨時交付金が7,840万4,000円を充当しております。

それから、下段の物価高騰支援の推奨事業メニュー分、これについて4事業を計上させていただきます。

まず、肉用牛経営緊急支援事業ということで、これは物価高騰に起因しました子牛の価格の急激な下落によりまして、経営が圧迫されている畜産農家を支援するものでございます。

出荷頭数1頭当たり2万4,200円を支援したいというふうに考えております。予算額が992万2,000円、臨時交付金が772万7,000円を充当しております。

それから、次に、貨物運送事業者燃油価格高騰対策支援事業、これについては、燃油価格の高騰の影響を受けている貨物運送事業者の影響を緩和するために、普通貨物自動車1台当たり4万円、小型貨物自動車1台当たり2万円を支援したいというふうに考えております。予算額が390万円となっております。

次に、子育て応援商品券事業、これについては、物価高騰に伴います子育て世帯の負担軽減及び消費の下支えを図るため、18歳以下の住民1人当たり1万円の子育て応援商品券を配布するものでございます。利用期間については、令和6年8月上旬から11月末の予定ということで、今スケジュールを組んでいるところでございます。予算額が3,386万1,000円となっております。

続いて、学校給食費負担軽減事業（中学生無償化分）ということで、物価高騰によります保護者負担を軽減するため、中学校の給食費を無償化して子育て世帯を支援するものでございまして、令和6年1月分から3月分を補助対象としております。予算額が460万円となっております。この4つの事業を合わせて5,228万3,000円の事業費、それに対して臨時交付金が4,071万6,000円が限度額になっておりまして、それを充当しておるという状況でございます。

そうしましたら、今度はまた予算書に戻っていただきまして、20ページをお願いいたします。20ページの基金繰入金のところでございますけれども、4目の公共施設整備基金繰入金でございますけれども、これについては、先ほど来から説明しております、佐々クリーンセンターの基幹的設備改良事業の事業費の減に伴う減額ということで1,300万円の減額を計上しております。

それから、7目、8目でふるさと応援基金と環境整備協力費基金の繰入れの減額でございますけれども、ふるさと応援では、佐々中学校のB棟の1階床改修工事費の減に伴う減額です。環境整備協力費については、口石小学校の車椅子用階段昇降車購入費の減に伴う減額補正ということになっております。

それから、ページは飛びますけれども、55ページをお願いいたします。55ページ上段ですけれども、公債費になっております。1目の定期償還元金126万円の増でございますけれども、これは、令和5年度債の既に借入れ可能な5年度の事業債でございますけれども、通常は、例年5月末の借入れを行っておりますけれども、事業が完了しているものは、なるべく前倒しで借入れ時期の前倒しを図りたいというふうに考えております。これについては、現在、利率が上昇傾向にあるということで、前倒しで借入れが可能な分については、可能な限り前倒しをして利率の低いところで借入れを行いたいというところでの今年度の元金の計上分でございます。

それから、2目の利子の421万6,000円の減額でございますけれども、これは、令和4年度債と令和3年度の繰越しの事業債の借入れ利率の減少が主な要因というふうになっております。

それから、その下の財政調整基金積立2,103万2,000円でございますけれども、今後の財政需要を見込みまして2,103万2,000円の積立を行いまして、11億7,873万2,000円が補正後の現在高の見込みというふうになっております。

税財政課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

各課長から説明があれば許可します。
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

まず、全体的なことですが、今回の補正予算において、各費目の職員の給料、期末手当、勤勉手当など、会計年度任用職員の報酬、給料、期末手当などの補正予算を計上しております。その内容といたしましては、主に人事院勧告に伴う給与の増等になっております。影響額は約2,600万円となっております。

それから、25ページをお願いいたします。8目の電子計算費、12節委託料でございます。ソフトメンテナンス業務委託料として830万6,000円を計上しております。この主なものといたしましては、マイナンバーカードローマ字表記に係る住民記録システム改修、非課税世帯等への価格高騰給付金対応ということでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課からの説明があろうかと思っております。よろしく願いいたします。

それから、少し飛びまして48ページをお願いいたします。

9款1項3目消防施設費の18節負担金、補助及び交付金でございます。消火栓修繕負担金として70万円を計上しております。こちらにつきましては、町道里木場線に設置している消火栓の躯体から漏水が発生しておりまして、その修繕に伴うものでございます。

総務課分については以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

企画商工課の補正分について御説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、18ページでございます。

5目の商工費県補助金でございます。こちらのほう、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金でございます。こちら、事業拡充支援事業の補助でございますが、1件につき事業費上限400万円の2分の1を県が補助する事業となっております。2件分計上しておりましたが、応募がなく、皆減でございます。こちらの事業の詳細につきましては、歳出につきまして御説明させていただきます。

続きまして、1ページめくっていただきまして、19ページをお願いいたします。

こちらの17款寄附金1項寄附金1目の総務費寄附金でございます。こちらの総務管理費寄附金でございますが、こちらふるさと応援寄附金のほうが、当初の予算の3,000万円を超えましたため、新たな見込額を計上させていただいております。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。飛びまして25ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費11目ふるさと納税事業費でございます。

こちらのふるさと納税寄附額の増に伴い、新たな見込額を計上いたしましたので、それに合わせた必要経費のほうを計上させていただいております。

続きまして、ページのほう飛びまして、42ページをお願いいたします。

7款商工費1項商工費2目の商工業振興費でございます。こちらのほう、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金（事業拡充支援事業）でございます。こちら、800万円の減となっております。地場産業の振興に資する雇用拡充やU I ターン者による就業支援を目的として、地域貢献などに資する事業の雇用増を伴う事業拡充を行う民間事業などに対して、その事業資金

の3分の2を補助するもので、上限額が400万円の補助となっております。今年度は2件分計上いたしまして、5月1日から5月31日の間に募集を行いました。応募がなくて、今回、皆減で計上させていただいております。

続きまして、貨物運送事業者燃油価格高騰支援対策支援金でございます。こちら、390万円を計上させていただいております。こちらの事業につきましては、対象者が貨物自動車運送事業者、それから、給付額のほうが事業に使用している車両台数に応じて支援金の給付を行います。それから、令和6年1月1日時点で事業用として使用、稼働しており、以後も継続して使用する車両となっております。こちらのほう対象事業者は、一般貨物自動車運送業事業者の普通車両貨物の普通が1台4万円、それから小型自動車のほうが2万円を予定しております。こちらのほう、見込みといたしましては、最大で普通自動車のほうが95台、それから小型のほうが5台予定しております。こちらのほう、スケジュールのほうといたしましては、令和6年2月1日に広報、佐々町のホームページにて案内を開始いたしまして、2月13日から申請を受け付け、6月に受付終了を予定しております。

続きまして、43ページをお願いします。

こちら8目の地域おこし協力隊事業でございます。こちらのほうですが、現在募集準備中でございます。応募があつて採用に至った際の必要経費以外で減額をしております。

続きまして、44ページをお願いいたします。

こちら10目子育て応援商品券事業でございます。こちらのほう商品券のほうを1セット1万円、1,000円の商品券を10枚配布する予定としております。

支給対象者は、基準日に町内に住民登録をしているゼロ歳から18歳の方でございます。平成18年4月2日以降生まれとなります。こちら配布方法は、対象者がいる世帯の世帯主へ送付するように準備することを考えております。基準日のほうは、令和6年7月1日時点で、利用期間のほうは令和6年8月上旬から11月末の予定となっております。

利用可能店舗につきましては、町内に店舗を持つ事業者で、利用できない商品といたしましては、ビール券、図書券等、換金性の高いもの、酒類、たばこ、ラウンジ、スナック等の社交飲食店での利用、公共料金等を検討しております。

企画商工課としては以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それでは、住民福祉課の部分を御説明いたします。

先ほど、税財政課長から6ページの繰越明許費の説明がありましたけども、この件について説明をいたします。資料をもって説明いたしますので、議案に添付しております住民福祉課資料②を御覧ください。

今回、3つの事業を繰越しということで上げさせていただいております。

まず1つ目は、マイナンバーカードローマ字表記等に係る住民記録システム改修事業となっております。

歳出としましては、25ページになります。

2款総務費1項総務管理費8目電子計算費12節委託料になりますけども、こちら補正額830万6,000円のうち、594万円がこの改修事業の対象となっております。この事業の中身としましては、住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、住民票等に振り仮名が記載されること、また、希望者にはマイナンバーカードに氏名のローマ字表記と西暦の生年月日が表記できるように、住民記録システム改修を行うものでございます。

令和6年から国外転出者によるマイナンバーカードのカード利用の開始が予定されておりまして、国外においてもマイナンバーカードを身分証明として活用するため、ローマ字表記が開始されるものになっております。

施行後のイメージとして見本を載せておりますので御参考とさせていただきます。

それから、繰越しの理由としましては、先ほど説明がありましたとおり、各システムの改修に日にちを要しますので、改修の完了が令和7年3月頃を予定しています。

今後の予定といたしましては、令和6年1月以降に国庫補助金の申請を行いまして、その後2月以降に住基記録システム業者とのシステム改修契約を締結予定としております。令和7年3月ごろのシステム改修完了予定です。

こちらの事業につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで、国庫負担10分の10ということで、補助金のほうが付いております。

続きまして、2番目の戸籍への振り仮名記載に係る戸籍システム改修事業。歳出のほうは28ページになります。こちら、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費12節委託料でございます。補正額が870万1,000円となります。

こちらのほうの改修事業といたしましては、戸籍に氏名の振り仮名を記載するために、戸籍システムの改修を行うものでございます。振り仮名の記載方法としましては、戸籍の附票に記載されている方の振り仮名を住民基本台帳ネットワークシステムから取得し、附票に記載して、仮の振り仮名を戸籍にひもづけるようになっております。

このひもづけた戸籍の振り仮名を住民宛に通知をするようになっております。これが間違っている場合は、住民の方から修正の届けにより修正を行うというスケジュールになっております。こちらの詳細のスケジュールにつきましては、まだ国のほうから提示されておられませんので、また改めて御説明をしたいと思います。

繰越しの理由につきましては、先ほどと同じく、システム改修に日数を要し、完了が令和7年3月頃を予定しているということです。

今後の予定としましては、先ほどと同じ1月からとなっておりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

それから、3番目の戸籍附票への振り仮名記載に係る戸籍附票システム改修事業でございます。こちら歳出は28ページになります。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費12節委託料434万5,000円となっております。こちらのほうは戸籍法の一部改正に伴い、戸籍附票に氏名の振り仮名を記載するため、住民基本台帳ネットワークシステムの振り仮名情報を取得できるように、戸籍附票システムの改修を行うものでございます。

こちら繰越しの理由につきましては、先ほどと同じシステムの改修に日数を要しますことと、システム完了が令和7年3月頃を予定しているためということになっております。

今後の予定につきましても、先ほどと同じスケジュールとなっております。

先ほどちょっと言い忘れましたけども、先ほどの2番の事業も3番の事業も、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、国のほうから10分の10の補助がっております。

3つの事業についての説明は以上です。

それから、続きまして、32ページを御覧ください。

32ページの3款民生費1項社会福祉費7目住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費について御説明いたします。

議案に添付しております住民福祉課資料①を御覧ください。

こちら、補正額としましては、1億285万3,000円となっております。

資料のほうを説明いたします。基準日が令和5年12月1日となっております。

支給対象世帯は、令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯、それから2番目として、物価

高騰の影響により、住民税均等割非課税世帯と同様の収入状況にある世帯、家計急変世帯となります。給付額は1世帯あたり7万円となっております。

事業費につきましては、家計急変世帯を含めまして1,460世帯の1億220万円となっております。

それから、事務費につきましては、給付事務に係る電算システム改修を始め、時間外勤務手当などを合わせまして252万4,000円を計上いたしております。この事業費と事務費合計予算額1億472万4,000円となりまして、うち7,840万4,000円が国庫補助対象となっております。

今後のスケジュールといたしましては、補正予算成立後に電算システムの改修と要綱の整備を行います。それから、12月下旬にホームページへの記事掲載を行いまして、年明けの1月中旬からプッシュ型対象者ということで、令和5年度の3万円の緊急支援給付金を受給した世帯へ振込通知をまず行います。それから、令和5年6月1日以降に転入された方や、その間6月1日以降に世帯移動などの方があられた方に対して、確認書を送付させていただきます。それから、家計急変者に対しましては、1月中旬から申請の受付を開始する予定となっております。

最後に支給開始につきましては、1月下旬から2月上旬を予定しております。

住民福祉課については以上です。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

保険環境課所管の補正予算の内容について御説明いたします。

まず、7ページを御覧ください。第4表の債務負担行為補正、今回、ごみ収集業務委託料ということで追加をさせていただいております。議案書に添付しております保険環境課資料をもって説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務についてとしておりますが、まず1番、クリーンセンターのほうで処理いたしますごみを排出元ごとに整理した内容となっております。

それから、2番目でございますけども、この排出されるごみの収集の形態別に整理した内容となっております。一般家庭からごみステーションに出されたごみ、こちらのほうを町直営業務委託でクリーンセンターのほうに搬入しております。

3番目ですけども、町直営業務委託によるごみ収集についてということで、随意契約理由、それから現状における課題を整理しております。

裏面を御覧ください。

4番については、ごみ収集業務委託の現状について整理した内容となっております。

5番目、令和6年度以降の業務についてということで、住民生活に直結したごみ収集運搬業務を今後も安定・継続的に実施するため、公平で透明性ある入札方式による請負業者の決定へ移行したいと考えております。

なお、ごみ収集運搬業務は衛生、美観、臭気等の問題への配慮、迅速かつ円滑な収集運搬のため、車両の保有、町内道路網、収集日、ごみ分別区分の熟知等、業務を継続的・安定的に遂行するため各種要件が求められておりますので、条件付きの一般競争入札で実施したいと考えております。

6番については、債務負担行為補正の内容と同様となっておりますので、説明を割愛させていただきます。

7番、スケジュールでございますけども、令和5年12月議決後に入札の広告、それから質問の受付を開始し、令和6年2月に入札で業者決定を行いたいと考えております。

それから、令和6年3月、業者が変更となった場合に、令和6年3月を業務引継期間として、

現業者、新たな業者の業務引継ぎを行いたいと考えております。令和6年4月から、新たな決定業者による収集を開始するように考えております。

次に、予算書のほうに戻っていただきまして、15ページをお願いいたします。

14款国庫支出金 2項国庫補助金の 2節清掃費補助金6,499万6,000円の減額です。こちらは、税財政課長のほうからも説明がございました、佐々クリーンセンターの基幹的改良工事の今年度予算額に対します交付決定額が減額となっておりますので、その分の減額のほうをさせていただいております。

それから、20ページをお願いいたします。

18款繰入金 1項基金繰入金の 4目公共施設整備基金繰入金1,300万円ですけれども、こちらのほうも先ほどの継続費の補正の総額が1億9,499万円でございますけれども、こちらの内訳として1,300万円基金繰入金のほうを減額しております。

その次に、21ページをお願いいたします。

こちらも同様に財源内訳となりますけれども、町債の清掃債の減額ということで1億1,700万円、クリーンセンターの基幹的改良工事に係る起債のほうを減額させていただいております。

こちらの分の歳出の予算でございますが、38ページを御覧ください。

4款衛生費 2項の清掃費、委託料の佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事設計施工監理業務委託料75万円減額、それから、その下の14節工事請負費1億9,424万円、佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事の工事費ということで、合計の1億9,499万円を減額するものです。

保険環境課の説明については以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

一応、これまでずっと行きます。

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、多世代包括支援センター所管の主な内容について説明させていただきます。歳出予算のほうから説明いたします。

32ページをお願いいたします。

3款 1項 5目多世代包括支援事業費19節の扶助費についてです。説明欄の1段目、2段目にあります障害者自立支援給付費2,309万8,000円並びに障害児通所給付費2,660万1,000円について計上しております。どちらも新規の方の支給決定が増えている状況に伴うものになります。

内容としましては、障害者自立支援給付費に関しましては、グループホームと呼ばれる共同生活援助の利用と、就労に必要な支援を行う就労継続支援B型作業所の利用実績が伸びております。障害児通所給付費に関しましては、就学前の方が通う療育施設である児童発達支援の利用と、就学後の方が通う放課後等デイサービスの利用が伸びておりますことに伴い、増額の補正となっております。

こちらにつきましては、歳入予算の12ページをお願いいたします。

国庫負担金、1番下から2行目になります、障害者自立支援給付費負担金2分の1、13ページをお願いいたします。1段目の障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金、合わせまして、15ページ、県の負担金のほうになりますけれども、障害者自立支援給付費負担金の4分の1で、16ページにあります長崎県障害児通所給付費等県費負担金4分の1のほうで歳入があるようになります。

以上、多世代のほうからの説明を終わります。

議長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

農林水産課所管分の説明をさせていただきたいと思います。

予算書の40ページをお願いします。

6目農業振興費のところでございます。

18節補助金のところになりますけど、ここが3本の分の減額ということで、1,052万4,000円の減額となっておりますけど、施設野菜系の補助事業を活用する予定でございましたけども、希望者の方が事業を断念されたことに伴い、歳出に伴う歳入予算補助金、補助事業の分も減額ということで、予算を計上させていただいております。

続きまして、8目畜産業費でございます。これが臨時交付金を活用させていただいた佐々町肉用牛経営緊急支援給付金というところがございますけど、この金額の元となりますのが、牛の平均単価というのが、ことしに入り急激に下落しているところがございますけど、これに伴いまして、国の肉用牛緊急支援事業という分の発動額というのが60万円でございます。それに対しまして、平戸中央家畜市場の平均価格というのが46万1,593円というのが、令和5年7月から9月までの平均価格でございました。そこに国県の給付金等を足し合わせた差額が4万8,507円ということになりまして、これの2分の1の金額が2万4,200円ということになりますので、年間の出荷頭数の見込みが410頭分ということでの予算計上をさせていただいております。ただ、3月の競り市というのが、令和6年3月下旬になっていきますので、受付の日程の都合上、繰越しをさせていただきたいと考えております。

続きまして、予算書の54ページをお願いします。

災害復旧費のところがございます。9月の豪雨によりまして、農地が2件、施設のほうは3件の分でございます。これにつきまして、今後工事発注を行いまして、工期の関係上、繰越しによる対応をさせていただきたいと考えております。よろしくをお願いします。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐。

建設課長補佐（大石 俊一 君）

それでは、建設課の分について御説明いたします。

歳入のほうですけれども、ページのほうは20ページをお願いいたします。

一番下のところの1目の雑入の1節の雑入の一番下の住宅防火補助金でございますけれども、45万円の減額でございます。こちらにつきましては、消火器が2つの項目で、当初90万円ほど見ておりましたけれども、実際のところにつきましては、こちらの補助メニューにおいて、同じ補助事業メニューであるということで、45万円の補助しか受けられないということから、残りの45万円を減額補正するものです。

続きまして、21ページをお願いします。

21款の1項町債の5目の土木債でございます。1節の道路橋梁債でございますが、40万円の減額です。こちらのほうは、先ほど税財政課長のほうからも御説明ありました、地方債の補正の8ページのほうに載っております、3つの地方債がございますけれども、道路橋梁債として40万円の減額、河川債としまして4,400万円の減額、3節の港湾債として10万円の増額となっております。

こちらにつきましては、詳しくは、歳出のほうで御説明したいと思いますので、歳出の45ページ、46ページをお願いします。

45ページが一番上の8款の土木費の1項土木管理費の18節の負担金、補助及び交付金でございます。こちらのほうは、2万1,000円の減額になっております。こちらにつきましては、長崎県の西九州自動車道の建設促進期成会の負担金となっております。

こちらの件につきましては、令和5年度から新型コロナによる行動制限はなく、期成会の諸活動も通常どおり実施されることから、減額前の負担金額で計上しておりましたが、今年度まで新型コロナの影響を踏まえ、2分の1を減額した額と決定したため、2万1,000円減額するものです。

ちなみに、令和6年度の負担金につきましては、減額前の令和3年度のベースの金額に戻るとの通知がっております。

続きまして、8款の2項の道路橋梁費でございます。その中の1目の26節の公課費でございますが、こちらは先ほどから御説明っております自動車重量税を7,000円ほど増額補正をしております。

続きまして、2目の道路新設改良費。こちらが地方債のほうの補正で40万円ほど減額という先ほどお話がございましたけれども、こちらにつきましては、委託料で175万8,000円減額しております。内容につきましては、町道川尻線家屋移転補償費算定業務の委託料の執行残等の減額となっております。

続きまして、ちょっと下のほうに下りますけれども、46ページの中段ほどにあります、3目の急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、地方債が4,400万円ほど減額となっておりますが、こちらの14節につきましては、4,410万円減額となっております。工事内容につきましては、豎山地区法面保護工事の2工区となっております。こちらの減額の理由としましては、7月入札を行いました、不落となっております。不落原因の確認に不測の日数を要し、標準工期を確保することが困難になっております。県や近隣自治体に同様な工種を行っているところに確認したところ、令和5年度に近接自治体での同種工事が、同じような工種の工事が多く発注されておまして、その工種自体も特殊なりの面の吹付等の工事でございますので、専門業者が不足しているということで、工事が完了する3月末までには、専任の技術者を配置することが困難であるとの回答がっております。

繰越しを行い、今年度中に入札を行うことも検討しましたが、不落となる可能性が非常に高い物件でありますので、令和5年度予算は皆減させていただきました。改めて令和6年度予算に要求し対応すると判断をさせていただきたいと考えております。

続きまして、一番下の2目の港湾建設費。こちらのほう地方債10万円ほど増額しておりますが、こちらのほうは説明のところに自然災害防止県営事業負担金ということで記載をしております。

こちらの工事につきましては、先ほど税財政課長からの説明がありましたが、こちらのほうは県の工事になっております。大型土のうを長い間、海岸のほうに据え付けてあったわけなんです。その処分撤去するときに、土のうの中のほうに土砂等が入り込み、当初予定していた数量よりも増加したことが原因になっております。土のう撤去にあたっては、作業船を使用し撤去しなければなりませんけれども、その費用等が増えておりますので、今回増額ということで計上しております。

建設課のほうについては以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）
教育委員会分を説明させていただきます。

予算書49ページをお願いいたします。

中ほどにあります学校給食費負担軽減事業補助金（中学生無償化分）でございます。こちらは、物価高騰による保護者負担の軽減のものでございまして、対象生徒数約390人分、令和6年1月分から3月分を補助対象として無償化するものでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で執行の説明が終わりました。

35分まで暫時休憩といたします。

（14時26分 休憩）

（14時35分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

たくさんありすぎて。まず、簡単なところから。物価高騰支援についてお伺いします。

住民福祉課の非課税世帯への給付という部分で、1億220万円、給付がありますね。交付金充当が7,840万4,000円ということです。結局何を言わんとするやというのと、これ補助率、国が定めた1世帯当たり7万円、国が推奨しているわけです。事務費も含めて、交付金10分の10来ないのかなと、こう見たら。一般財源を持ち出してまで地方に負担を強いる事業なのか。そういったふうに見えますので、そここのところの詳細説明をお願いしたい。

続いて、肉用牛支援。なんとなく分かるんですけど、これ物価高騰はもう既にずっと続いておりまして、いつからの分が対象なのか。そこら辺が見えない。

貨物運送事業者、私もその方面に詳しい人間ではないので、どういった業種なのかで、対象がいつからなのか。燃料費はずっとこれまでも上がってきていますので、いつから対象なのかとか、そこら辺が非常に住民の方も分かりにくいんじゃないかなと、説明を聞いておいて思いましたのでお伺いしたい。

子育て応援商品券事業費についても、長崎県内においてはマイナンバーカードを取得している18歳以下の子どもたちには1万円の給付を県が推奨されているということは認識しているんですけど、それとは別に、このメニューを佐々町は選んだというような内容なのか。国が推奨しているんですよということなのか。そこら辺がちょっと見えなかったもので、そこは再確認させていただきたい。

もう一つ、マイナンバーカードローマ字表記等の部分は、事業の内容については分かるんですけど、マイナンバーカードは既に交付されておいて、私も持っておりますけども、住民の方が再度これをお願いしたいという場合の、個人負担の有無も何も説明がなかったもので、住民の方からするとそういう面を聞きたいんじゃないかと思ひまして、そこを伺いたいと。

次、ごみ収集です。まず、5年間の債務負担行為ということで予算計上限度額をされているわけですが、年割額が不明で、5年間を一括して発注しようということを考えているのか、そこら辺は見えなかったもので、詳細の説明を求めたい。

また、事業費においては、これ均等割で5年で割ると限度額が3,284万8,000円、上のほうの資料、契約状況を見ると、可燃ごみ及び可燃物、資源ごみ、合わせた費用が年額2,376万円とい

うことで推移しておったのが、これをする事によって3,284万8,000円ということで、単純に可燃ごみであれば450万円ほどの増額になるわけです。合わせて言うと、900万円ほど年額で増額になる。積算根拠はどのようにされているのか、また複数年で発注するという事であれば、普通は安価になっていくというふうに認識しているんですけど、そういう状況でもないので、ランニングコストが上がってまで選択された部分でちょっと理解しがたい部分があるので詳細を伺いたい。

あと、佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事につきまして、国庫補助割合の減としての補正というふうに説明は認識したんですけど、それによって施工計画及び実施の、いわゆる工事に際しての支障はないのかという点を伺いたい。

あと、急傾斜地崩壊対策工事について、緊急対策の事業債を活用してまでの事業でありながらも、7月不落で、その後原因分析で期間を要し、皆減。理由は、業者が少なくてなかなか落札が厳しいんだよという。6年にずれ込んで、また同じ結果になるんじゃないかなど。果たして大丈夫なのかというふうな部分でちょっと危惧する点がありますので、その分析結果という部分をどのように捉えられているのかという部分は伺いたい。そうしないと、また同じことが翌年度にずらしたとしても発生するのではないのかというふうな思いがありますので、そこは翌年度のためにもどのような分析で、来年度を皆減して翌年度にずらして大丈夫なんですよというふうな状況なのかというのは危惧する点がありますので確認をさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

12点じゃないかと私は思ったんですけども。
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

物価高騰の低所得者支援の分になります。今、議員が言われましたとおり、補助のほうは満額にはなっておりませんで、事務費以外の低所得者の支援枠分につきましては7,588万円ということで74.2%の国庫の補助となっております。これにつきましては、今、国のほうから所要額調べが別途来まして、後日追加分については通知がある予定ということでお聞きしております。

それから、マイナンバーカードの振り仮名と西暦生年月日の追加の分になるんですけども、今お手持ちのマイナンバーカードに追加して記載するようになるんですけども、その分の手数料が幾らかかるかという詳細はまだうちのほうには来ておりません。参考なんですけども、有効期限満了後の更新は無料というふうになっております。それから、紛失による再発行は手数料が1,000円かかるということになっております。今回の記載の分では、まだ手数料のほうは示されておりませんのでよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

肉用牛の給付金の関係でございますけど、先ほど質問の分の回答としましては、令和5年4月から令和6年3月の1年間分の出荷頭数に対する給付を考えております。現在のところ、令和5年4月と言いましたところが、国の補給金の発動基準が平均の競りの価格が60万円というところでございますけど、ここが平戸口家畜市場の平均値としまして、令和5年3月の平均が62万7,979円でございます。そこが、令和5年4月の競り市場の結果でいきますと58万5,359円ということで、60万円の金額を下回ってきております。これまでのところ一番低い金額としま

して、令和5年9月の42万9,909円という平均価格ということになっておりますので、令和5年9月の一番低い時をベースで給付金の組立てをさせていただいております。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

阿部議員御質問の貨物運送事業者の支援でございますが、こちら対象事業者が貨物自動車運送事業所となっております。車検証の用途が貨物でありまして、自家用、事業用の別が事業用になっている自動車が対象となっておりますので、これを確認していただいて、申請をしていただくような形となっております。

続きまして、子ども子育て応援商品券でございます。こちらのほうにつきましては、県が施策を行っていることは理解しておりますが、それにあわせて子育て世帯の負担軽減と消費の下支えを図るために今回やっております。現在、全体の町内の町民全員への商品券の配付事業を行っておりますが、今回は子育て世帯、子どものほうに絞ってこの商品券事業をしたいと考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

まず御質問がありましたごみ収集に関してですけれども、5年一括での契約を予定しております。区分につきましては資料のほうにございますとおり、可燃物ごみ、それから不燃資源ごみの2区分での契約を予定しております。

それから、今回、費用のほうが増額となった要因でございますけれども、今回、労務費単価、それから諸経費関係、それから燃料費関係等々、正式にといいますか、これまでも積算のほうは行っておったんですけれども、改めて近隣市町の状況も確認し、積算のほうを改めて行った結果、諸経費等々労務費単価の上昇も含めて積算を行った中で、費用のほうが増額となっております。今回このような限度額の設定ということになっております。

それから、クリーンセンターの工事の関係でございますけれども、所管委員会のほうでは御報告もさせていただいたんですけれども、11月時点で全体の34%の進捗率となっております。予定どおり工事のほうは進んでおります。今後、令和6年に1号炉の更新稼働に向けた共通機器等の更新で約1か月の休炉を経て、令和6年3月には1号炉の性能試験、試運転を行い、このまま順調に進捗すれば年度中に60%の進捗となる予定で、工事については予定どおり進捗しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課、不落の結果。

建設課長補佐。

建設課長補佐（大石 俊一 君）

先ほど御質問にありました、緊急自然災害防止対策事業債の砂防事業4,400万円の発注後、不

落2件につきまして御説明いたします。

先ほど御質問にありました今年度不落であったということで、令和6年度で大丈夫かという御質問があったと思いますけれども、この法面保護工事につきましては、発注は7月でございましたが、そのとき入札後に不落が分かりまして、それから近隣の市町村とか自治体のほうに、どういう発注があっているかということ聞いておるわけでございます。そのときには、ほかのところと同じような工事が発注されておって、技術者がそれに専任しているということが分かっております。

令和6年度に改めて工事の発注を行う際には、県やほかの自治体さんの発注状況も加味しながら早めに発注を行い、十分な標準工期が取れるような形で発注を行っていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

分かりました。非課税世帯の分については基本10分の10と。現在の交付率が調査もあっておって74%ほどですけど、基本的な考え方としては10分の10なんですよということで認識しました。後もっての通知でその分はいただけるということですね。

あと、マイナンバーカードの個人負担についてはまだ国が示されていないと。そういったポイントが住民の方には一番重要なポイントじゃないかと思うんで、よく周知をしていただければというふうに思います。

肉用牛の関係の分も、結局その道の方は分かるかもしれないんですけど、その説明として、期間とか対象を分かりやすく説明していただかんと、こうやって質疑も出てくるということになりますので、分かりやすく説明していただければと思います。

子育て応援商品券については、いわゆる町独自のメニュー選択で今回行うんですよということなのかを再確認。物価高騰対策の分のメニューとしては、様々独自の市町村色を出されているところはあると思うんですけど、そのポイントを聞きたかったんです。国が出されたメニューとは別に、佐々町としては、ということなのかどうかを確認しておりますので、質問の趣旨を捉えて回答をお願いします。

ごみ収集についても、現状が何社に委託されておって、今後がどうなのかというところも見えませんが、そこのところはもう少し詳細の丁寧な説明を求めたいと思いますとともに、改めて積算し直すとこれだけ上がりまして、じゃあ、今までは随意契約で事業者の方に安価でお願いしておったふうにしか聞こえなかったんですけど。この現在の物価高騰でこれだけ上がるんですよということであれば、まだ理解はされるんですけども、改めて計算しますとって、今まで安くお願いしていましたよというふうな説明に聞こえますので、そこのところはもう少し丁寧な説明をいただけないでしょうか。

通常、複数年契約をするその分の減価率というか、割引率とかそういったのは何ら検討されずに、単年で積算したらこうなったからそれをということで計上されているのか。そこら辺は積算根拠にちょっと乏しいなと感じましたので、もう少し丁寧な説明をいただけないでしょうか。

もう一つ、工事の分もちょっと説明が。はっきり言えば、業者の方と専任技術者が不足しているから不落だったんですよということ超過なんですか。結局入札して不落だったから超過、もう入札して超過が出たから不落ですよって当たり前じゃないですか。なぜ超過になったのかというのは、事業者さんが特殊工事で専任技術者が少なくてそれで不落だったんですよと、調べましたら。じゃあ、単価の積算的には間違いなかったのかとか、そういった分析はされてい

ないのか。ただただそういった状況であれば、繰越し覚悟で再入札をして、そしたら、よその自治体よりも早めに発注できるわけですね。それで取っていただいて、工期は繰越しがあるわけですから。早めに発注したい、緊急防災でしょう。そういった考えもできるわけですね。

今の説明では、果たして来年度無事に着工できるのかというふうな部分については危惧する点があるので、もう少し丁寧な説明をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

先ほどの子ども子育て応援商品券でございますが、こちらのほうは町独自の事業でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

ごみ収集についてですけれども、すいません、説明が十分じゃありません。現在、可燃物のごみ収集で1社、不燃物資源ごみの回収で1社の2社随意契約で行っております。これを入札方式に移行しまして、同じように2区分で2社の契約を行いたいというふうに考えております。

それから、経費に関してですけれども、説明がすみません、十分じゃなく誤解を与えるような説明になってしまったんですけれども、物価高騰、それから燃料高騰等による経費のほうを、今回しっかり確認させていただいた上で、これまでの費用よりも高くなるというところがございます。

それから、減価率、割引率というところでお話ございましたけれども、これが複数年契約ということで下がってくるようなところを見込むというのも、なかなか具体的に金額を出すのが難しく、単年度当たりの費用を5か年分ということで今回計上をさせていただいております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長補佐。

建設課長補佐（大石 俊一 君）

法面復旧工事の件で再度御質問いただきましたが、来年工事発注にあたりまして、今年度の発注状況とか、また大きな積算の間違い等々はあるとは聞いておりませんが、発注前におきましては、十分その辺も確認しながら発注事務のほうを進めていきたいと考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

ごみ収集業務委託については、一応、債務負担の限度額の計上ということですので、これから詳細積算は、今後その枠内においてなされるものと認識しておりますが、やはり単年契約と

複数年契約ということになると経費率とかそこら辺の部分が変わってくると思うんですね。だから、実際、実施される際においては、積算根拠をしっかりと持っていて対応していただくよう意見として申し上げたいと思います。

また、急傾斜地崩壊対策事業においては、やはり地方債のほうも緊急ということで、対策は急ぐ分だというようなことだと私は認識しております。7月発注して、今12月です。私が質疑しておりますような点は、危惧するポイントとしてあると思うので、早め早めの発注と、早期の工事完成に向けて努力していただきたいという思いで質疑しておりますので、意見として、住民の生活に密接に関係する場所だとも思いますから、早期の工事完成目指して慎重な対応をお願いしたいと、意見として申し上げたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

6 番議員が言われたほかのことを質問してまいります。

物価高騰支援ということで先議していただいてありがとうございました。それに絞って質問してまいります。

肉用牛の緊急支援事業は了解いたしました。

あと、貨物運送事業の関係の対策で、対象事業所は何社あるのかだけお尋ねしておきます。

それから、どなたも質問されませんでした、肝心要の給食費の負担軽減事業ということで、前々から言っておりますように、各議員がこの件についてはいつも言っておりましたが、執行部の判断でこれが上がってきたということで、説明がないものですから質問していきます。

4 年度の決算において、いろいろ未収金があったということですが、その未収金の徴収状況について、今どのような状況かしておきます。それから、あわせて未収金の徴収について、児童手当からも徴収は認められておりますけども、その充当して現在まで何人の方が徴収できたのか、そういうことについてお尋ねします。

3 点目は、ホームページに載っていなかったものですから、職員さんからいただいたんですけども、佐々町小中学校負担軽減事業の補助金の交付要綱、これがあって、1 人目の児童は現在、学校給食費負担額20%とか40%とか、3 人目以降の方については全額減ですか、今行われていると思うんですけども。この無償化のこれが、この要綱の中にどのように位置づけて整理されているのか。100%どこからどこかに入れれば実行できないから、どこまで進んでいるのか、それをお尋ねいたします。

それと9月の決算で、私はこの決算に反対したわけですけど、この給食費のことで。それで9月以降、教育委員会の中で、これを議題として教育委員で議論されたのかどうか。それがされたかどうか。重大な案件と私は感じておりますので、それをちょっと、今5つばかり言いましたけどお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

須藤議員お尋ねの対象事業者数でございますが、申し訳ございません、今まだこちらのほうで数字のほうを押さえておりませんので、後ほど回答させていただいてよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）
金額の出らんやろうもん。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（15時02分 休憩）

（15時04分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

申し訳ございません、お時間を取らせました。こちらのほう対象事業者数のほうは6社になっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

まず、未収金の分の現在の状況ということで、今、手元にある資料で中学校の分になりますけれど、6月分からの未収ということで1人、それから一、二か月程度の未収ということで数人、今、令和5年度としてあるという状況でございます。

それから、児童手当を未収金のほうに充当しているかというところでございますけれど、すみません、そちらのほうが今の時点でちょっと確認ができておりません。

それから、負担軽減事業、第1子20%、第2子40%、そちらのほうをどのように、今回の分の無償化の要綱に反映させる予定なのかということでございます。

こちらのもともともございました負担軽減の分については、そのまま負担を軽減してまいりまして、第1子でいいますと20%の反対の保護者負担が80%になります。それから、第2子の40%は保護者は60%が負担というふうになりますので、その80%と60%についてを無償化していくという形で整理をしているところでございます。

それから、定例教育委員会のほうでということでございますけれど――。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

9月以降の教育委員会で議論をしたかというような御質問でございましたけれど、9月に御質問をいただきましたので、10月の定例教育委員会の中でこういう御質問があって、公会計化という話題が出たということで、公会計化について議論いたしました。

できるだけ早急に、公会計化をしたほうが良いという委員様方の御意見等を賜ったところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということは、いろいろ未収金があった方については、もうそのままにしているということですね。児童手当からの徴収の手続も取っていないということですね。

そしたら、もう一つ。給食費からの材料、給食いろいろな材料、これについても契約もせずに納入しているということの解決策として、今はそういうほうに契約をしてするように、どういふふうになっているか分かんですけど、9月以降されているのかどうか。春休み、夏休み、最後の週末、3回ごとの契約になっているのかどうか。していないから、その対応についてはなさってきたのか。そういうのも踏まえて、定例教育委員会で協議なさったのかどうかですね。

要するに、課題はこの間言っていますから、それに対して対応を。御存じのように、先日の産業建設文教委員会では、給食費についてという所管事務調査をなさっているようですけども、全然、皆さんからの厳しい意見だけであって、今から始めますよということをされとったものですから、あえて今申し上げているんですけど。

私は前の、いつですか、平成29年ぐらいですか、給食費会計の公会計を早くすべきじゃないかと質問しまして、その当時のガイドラインが、翌年か平成31年度に、国からガイドラインが示されております。

先日、また産業建設文教委員会の資料にも添付してありました。なかなか進まないから、あえてガイドラインに沿って推進を図るよという通知があったはずだと思います。令和5年8月31日付の産業建設文教委員会の資料にありましたので、それを今から始めますよでは、どうも困るわけです。

一方、給食費の無償化に目先の対策ばかりして、本来的にしなくちゃいけないのは、教職員の皆さんの働き方改革で軽減を減らそうと言って、それとか部活動の民間への委託とか、それぞれ改革で緊急対策として、ずっとやってきた経過があるんじゃないですか。ですから、そっちを優先して進めないと、これだけして、そこそこで行っちゃうと困るものですよと言っている。

以前のいじめ問題で、教育委員会で対応できないなら、総合教育会議ということができた経過がありますから、もう対応できんなら、廃止してでも、町のほうでそっちの事業を進めていただきたい。そこら辺について、ちょっとお尋ねしておきます。

町長がしてもらえば、教育委員会はいらんとですよ。答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

食材についてでございますけれど、これは以前もちょっとお答えしたかと思いますが、契約して納入しているという形はとっておりません。

私会計ということで、そこまでは現在のところできていないということでございます。

公会計化については、少しずつ改善をとっては思っておりますけれど、システムがないことから、完全に公会計するのは現時点ではかなり厳しいのかなというふうに思っておりますが、今回、

給食費負担軽減補助事業、中学生無償化が行われるということで、より透明性を高めた会計の在り方については、本課でも検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
公会計について、給食費の公会計化については、いつも御指摘を受けているわけでございまして、やはり町としましても、教育委員会のほうにお願いいたしまして、公会計化に結べるような体制を整えると。まず体制を整えて研究をさせていただきたいと思っておりますので、なるべく早く皆さん方にお知らせをして、示してやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）
今からじゃ駄目とですよ。平成29年から質問しているんですから、私は。それまでしとけば、課題は既に分かるとるはずですよ。給食会計のシステムをどうするか、人員配置はどうするかとか、条例整備はどうするかって。分かっておってしないから今言いよとですよ。認識して重大性を感じないのかって、それを言っとるとですよ。徐々に少しずつって、間に合うわけないでしょう。全国それが出来上がって、国全体として、給食費の無償化を国は進めようとしていのに、早くしてくださいと言いよとですよ、そのために。少子化対策なんかもあるし、これを仕上げんば、全体で進まんから、あると私は思うとるんですけど。総合の教育会議で開いて、議題に挙げて、人員はバーってやって、仕上げていいじゃないですか。私はそう思いますけど。

やる気がないってことですか、公会計化によっては。町長が辞めて、みんながまた新しくして、また一からやり直すって。今分かった人がせんばっちゃうじゃないですか。いかがですか。

委員会は何遍したって一緒よ。もう今から。やる気がないなら。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（15時13分 休憩）

（15時14分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）
議員御指摘のように、公会計化については、本当に真剣に取り組まなければならない課題ということは分かっておりましたが、令和5年8月の文科省の調査によりますと、全国で実施しているのは34.8%、実施を予定していないところも34.8%ございます。

確かに、ガイドラインを私も読んでみましたが、かなり課題が大きく、それなりの体制を取らないとなかなか難しい。本課のほうでも町長部局と相談しながら進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4問目ですけども。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

町長、今までしてこんやったけんこがんなつととですよ。それは認識して、共有できますか。体制を取ることを言いよらすけん、それができるかどうかですたい。中身が難しいは、勉強してしなさい。その、体制が取れんって言わすけん、取れるかどうか言うてください、そしたら。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

どちらにしましても、体制というか体制を整えなければ、なかなか今の教育委員会だけでは難しいと私は思っています。

そういうことで、公会計化については、やはり人員配置をしなければならないということで、そういう考えで進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

2点ですが、32ページの障害者自立支援給付金の件ですけども、作業者の増加ということが説明であったかと思うんですが、実際に利用している利用者の方というのは、どれぐらい増えているのか。

それから、この件についても、先ほど来から質問もありましたが、一般財源からの負担というのが一定額あるみたいなんですけども、これについては国からの補填というのは、ほかにはないのかということを確認しておきたいということが一点です。

もう一点は、学校給食ですけども、学校給食の無償化を今回中学生を対象にするというふうにされた理由。どうして小中学校でできなかったのか。

近隣の市町では、それぞれ事情もあるんでしょうけれども、これを機に全学年無償化すると、東彼等はやられておりますし、そういった点で、中学生のみを選択された理由と、今後どうしていこうとお考えなのかについて、伺っておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

B型の作業所についての利用が多かったということで、話をしたところに対してと思います。現在、B型の作業所のほうのご利用の方が、実人数77名となっております。今年度新規の方が、今現在になりますけれども、10件の新規の方があられたということ。

1件当たり単価等も十数万円ありまして、その利用月数の分で増加がっております。

負担金につきましては、国2分の1、県4分の1、それのみになっておりますので、以上になります。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、今、永田議員から御質問がありましたけど、給食費の無償化というのは、本来国の施策として、やはり取り組むべきというのは、私どももそういう考えが変わらないわけですが、どちらにしましても、物価高騰の状況ということで考えて、今、中学生のほうは、やはり教育費というのにかかるわけでございます。そういうことを考えれば、中学校の給食費から先にやるべきではないかという考えの下に、今回中学生の3学年全員、1年から3年まで無償化をさせていただきたいと、小学生をやらなかったというのは、財源的にも余裕もないわけでございますけど、やはりそういう教育費がかかるのは、中学生ではないかということで、中学生を先に優先的にやらせていただきたいということで、今回の給付金を利用しながら、やっていきたいということで上げたわけでございますので、よろしく願い申し上げます。国の交付金ですね。

来年以降はどうするのかということも御質問があったと思いますが、次の中学校の無償化というのは、これは追加財源がまた必要になるわけです、来年以降は。一般財源が要るようになるわけでございますので、これを継続するのかというのは、やはり十分検討しながらやっていかなければならないと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

障害者自立支援給付費については分かりました。

そこで、いわゆる一般財源の負担についてなんですけれども、本来、障害者自立支援ということについて、そのことについて、費用がかかることについて、私は全然否定するものではないんですけれども、それについて、町だけの負担、町だけというか、小さい町で、4分の1も負担させられるというのは、それはやはり非常にきついなという思いがあります。負担させられるというか、せざるを得ないというのは。

それはそういう点では、国や県の負担というのをもっと増やしてもらおうという働きかけが必要なんではないかと思いますがいかがでしょうか。

そのことについて、これは町長からでもお答えいただければと思います。

それから、学校給食の、一応、町長がそのように選択された理由は分かりました。後ほど、また一般質問に上げておりますので伺っていききたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

自立支援の給付金が4分の1ということで、これはもちろん、我々も負担をしていただければいいわけですが、人数がそういう自立支援の方が増えているという環境もありますので、なかなか難しいのかなというのがありますけど、町としては、やはりそういう増やしていただくような要望活動はやっていかなければならないと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第75号 令和5年度佐々町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
35分まで、暫時休憩といたします。

（15時23分 休憩）

（15時35分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

今から一般質問でございますけれども、今、3時35分です。一般質問を終了すると、時間が4時までにはどうしても終わることができませんので、時間を延長させて、終了するまで一般質問を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

— 日程第7 一般質問（平田 康範 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

それでは、日程第7、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、1番、平田康範議員の発言を許可します。

1番。

1 番（平田 康範 君）

ただいま議長より質問の許可をいただきました、1番、平田でございます。

通告書に沿いまして質問いたしますが、まず、選挙における投票の環境と、それから投票率向上対策について伺いをいたしたいと思っております。

選挙は御存じのとおり民主政治の基礎であり、国民が主権者として政治に参加することであり、積極的に投票に参加することを求められていると考えています。

国政選挙また地方選挙において年々投票率が低下傾向にあることは、やはり全国共通の大きな問題であります。特に本県の県議会議員選挙、また本町の町長、それから議会議員選挙など、身近な選挙の投票率低下については、やはり投票率向上対策を真剣に考える必要があるというふうに考えております。

過去の選挙における本町の投票率をちょっと参考までに申し上げますが、2017年の町長選、これは64.85%、それから前回は、これが69.74%、ですから低下していますよね。それから、私ども議会議員の選挙、これも投票率が64.84%、前回は69.74%ということで、やはりどちらのほうも前回より投票率は下がっております。

また、さらに2021年の町長選、これを見てみますと、投票率が60.87%、前回は64.84%ですから、大きく下がっています。それから、私どもの議会議員の選挙、これにおいても60.87%、前回は64.84%ということで、やはりいずれの選挙も前回より投票率は、選挙のたびに下がってきているわけです。

更に、ほかの選挙での投票率、これは本年4月に執行されました長崎県議会議員一般選挙、これについてもやはり本町の投票率は41.71%と。前回は47.73%ですから、そういうことで、これもやはり前回よりずっと下がっていると。

それと、本年10月に行われました衆議院議員の長崎4区の補欠選挙、これは投票率が39.28%ですよ。前回は54.65%、補欠選挙ですから、そこら辺は若干影響しているかと思うんですが、実は、長崎県4区の4市1町で最低の投票率なんです、佐々町は。

そういうことで、今、一部の選挙において過去の投票率、これを申し上げましたけども、こういった投票率の低下について、やはり町長はどのような考えをされているのか、まずお聞きをしておきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

1番議員の御質問にお答えいたします。

近年の執行されております選挙の投票率っていうのが、低下について、やはり全国的な問題であるということで、その例に漏れず、本町でも低下が続いているっていうことについては、認識をしているつもりでございます。

本町では、広報紙とかホームページでの啓発とか防災行政無線を、それから広報車を用いながら啓発、SNSを用いた啓発などを行っているわけですが、投票率の向上につながっていない現状があるんじゃないかと思っております。

選挙というのは、先ほど平田議員がおっしゃったように、民主主義の基礎でありますので、国民が主役と主権者としての政治に参加する、このようなことが民主主義の民主政治の健全な発展につながるものであると思っておりますので、投票率の低下っていうのは大変憂慮しているところでございますので、どうかしてやはり上げなければいけないという考えでありますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）

今の投票率の低下については、何とか改善を図るような努力をしたいということですが、投票率の低下は、言いますように大変危機的な状況で、特に若年層の政治離れが深刻化していると言われております。

これはやはり少子高齢化、それから人口減社会を迎えた我が国において、日本の未来を今後担う10代にも、やはり政治に参加してもらおう目的で、実は公職選挙法の一部改正がなされております。それで、選挙年齢が満20歳以上から18歳以上に引き下げられています。

先ほども申しました、本年10月に行われました衆議院議員長崎4区の補欠選挙で、これネットを調べましても、なかなか年代別の投票率、総体的な投票率っていうのは出てくるんですが、ネットで調べても、なかなか年代別の投票率が出てきていないようでしたのでちょっとお尋ねをするんですが、18歳から20歳代、それから30歳代、40歳代、50、60、70歳以上ということで、もし年代別にこの投票者数と総投票に関してのその割合、そういったものがもし分かればちょっと教えていただきたい。

それと、あと期日前の投票者数が何名だったのか、そこら辺がもし資料的に分かればお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

ただいまお尋ねがありました、投票者数及び割合についてお答えいたします。

まず、投票者総数は4,424人でした。18歳から29歳の投票者数は272人、割合は6.1%、30歳代の投票者数は402人、割合は9.1%、40歳代の投票者数は628人、割合は14.2%、50歳代の投票者数は703人、割合は15.9%、60歳代の投票者数は895人、割合は20.2%、70歳以上の投票者数は1,524人、割合は34.5%でございます。

もう一問の期日前投票の投票者数ですが、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと御回答ができません。申し訳ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）

ただいま年代別の投票数、割合、これをお聞きいたしました。見てみますと、やはり選挙年齢が引き下げられたということに関しましても、なかなか効果が出ていないんじゃないかと。18歳から29歳までが272人ですか。逆に、50歳代で703人とか、60歳で895人ですか。それから、70歳以上では1,524人ということで、やはりこれから見ますと、中高年より若年層の投票率が低いということで、やはりこのことは先ほど申しましたように全国的な課題でありますけども、いかにやはり政治や選挙に関心を持っていただくか、また、選挙に参加してもらおうかといった対策が必要になってくると思うんですよ。

ある自治体の取組、これを紹介いたしますが、若い世代に向けた投票啓発の一環として、高校生の方の力を借りて、高校生によって選挙啓発の動画を作成されているんです。

この動画をつくることによって、やはり選挙に行く大切さを知るとか、あるいは政治や選挙

に対して関心度を高めるための取組の一つの事例だろうと思います。高校生がつくることによって、選挙制度をやはり勉強しながら動画をつくるわけですから、そういったものかと思います。

また、多くの自治体が、実は子ども議会も開催されています、ずっと調べてみましたら。

本町では、平成27年2月、それから平成28年1月、平成30年8月、そういったことで過去3回開催されていますけども、その後は開催をされていません。

やはり子ども議会と言いましても、未来を担う小中学生の児童、それから生徒が議会制の民主主義、これを体験的に理解するとともに政治への関心も深め、また地域の将来についても考え、それから議会で質問や提案することによって、児童生徒に社会参画への態度や意欲、これを培う目的とされており、また一つではキャリア教育にもなるわけです。そういった取組もされております。

また、子ども議会を開催することによって、その若い保護者、この方もやはり保護者をはじめ、町民の皆さんが児童生徒の議場での活動、これを傍聴されることで、議会やそれから行政の取組をより身近なものとして感じとられることだと思います。

そうしますと、結果としては、選挙はこうこうで政治はこうだということであれば、やはり選挙における投票率向上も結びつくものと考えております。

そういうことで、若年層への投票向上の工夫はほかにもまだまだあると存じますけども、先ほど私が申しましたように選挙啓発の動画、これを作成して、18歳以上になったわけですから、高校あたりでも活用してもらおうとか、あるいは本町で開催しますいろいろな催事がございます。年明け早々には成人式もあります。そういったところで、そういった動画を活用することによって、やはり選挙啓発運動、こういったものに結びつくと思うんですが、このような取組と、先ほど言いました子ども議会の開催、これも佐々町、それから佐々町教育委員会、それと佐々町議会、この3者共催でやっぱり実施したらどうかと思うんですが、この2点についてお考えを伺います。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

投票率の向上に向けては、先ほどの投票者数割合を見ても、若年者の対策を講じなければならぬと考えております。

動画の作成については、大変有意義な取組であると考えますので、町内の高校との連携、または長崎県立大学との包括連携に関する協定での取組が可能かなど、今後研究させていただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今まで先ほどお話がありました子ども議会について、開催についてのお願いがありました。これは過去3回とも、現状では議会のほうで主ですね、議会のほうでなされたと思っております。

先ほど平田議員がおっしゃったように、町とそれから教育委員会、議会と3者共催でやったらどうかというお話もありますので、十分検討しながら、一緒にできれば共催してでも、子ども議会開催はできればよろしいんではないかと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

子ども議会は、議会そのものが行うよりも、やはり教育委員会とか町、ここがやっぱり主体になってせんと意味がないと思うんですよ。議会側がすると。これはよそを見ましても、やはり議会が主体となって取り組んでいるっていうのはあまりないようです。

そういうことで、私は3者共催っていうことを提案いたしましたので、検討をお願いしたいと思います。

次に、選挙公報の配布状況、これについてお伺いをいたします。

選挙公報は、候補者の氏名、それから経歴、政見等を掲載した文書ですけども、衆議院議員とか参議院議員、それから都道府県知事、これの選挙においては、公職選挙法の第167条の義務性選挙公報となっています。義務になっているんですね、これ出すの。

そして、これは都道府県の選挙管理委員会が発行することとなっております。

しかし、その他の選挙においては、それぞれの都道府県又は市町村が、法172条の2の任意性選挙公報となっております。出す、出さないは任意になっているんです。ということとなっております。

更には、選挙公報、これは市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に登録されている者の属する各世帯に、法の170条第1項で、選挙期日の2日前までに配布することと定められているんです。

なお、法170条の第2項の各世帯に配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会に届け出て、そして、新聞折込み等の方法で配布することもできるとなっているようです。

そこでお伺いしたいんですが、本町の所帯数は約6,200所帯と認識していますけども、町内会へ加入されている所帯は、町内会で配布されておると思うんですよ。そういうことで、私のほうも自宅には町内会を通じて配布をいただきました。

しかし、私がここでお聞きしたいのは、町内会加入率が約60%とした場合に、残りの40%、この約2,400所帯、これは選挙公報はどのような方法で配布されているのかと。

それと、また本町では、選挙公報を有権者に配布することについて、どのように定められているのかというのをお聞きしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

選挙公報の配布については、議員おっしゃるとおり、以前から町内会を通じて配布をしておりますが、議員が懸念されている町内会未加入世帯への配布はできていないという認識をしております。

配布ができていない選挙人に対しては、役場への備え置き、ホームページに選挙公報のデータを掲載するなどして対応をしておりますが、今後、全ての世帯に行き届くよう、研究をさせていただければと考えております。

それから、2点目の選挙公報の配布方法について、本町がどのように定めているのかという御質問ですが、特に定めていないのが現状でございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

やはり選挙公報が全所帯に行くということの方法も、やはり選挙の投票率向上にも幾らかは結びつくと思うんですよ。

ですから、こちら辺の選挙公報の配布方法、これについてはやはりよく検討して、全所帯に行くようなことを検討されることを求めていると思います。

次に、投票環境向上に向けた取組についてということでお伺いいたします。

平成28年4月に公職選挙法の改正が行われまして、既存の投票区ごとの投票所とは別に、いずれの投票区の選挙人も投票できる共通投票所、これを設置することが可能となっています。

共通投票所は、バリアフリー施設などに設置することで、特に歩行困難な高齢者などの投票機会の確保にもつながることから、やはり積極的な設置が推奨されています。

そういうことで、本町の投票所は、期日前投票所は、この役場3階の第1会議室になっております。

投票日当日の投票所は7か所ですかね。佐々町役場3階の第2会議室、それから新町町内会の集会所、それから芳ノ浦町内会集会所、土手迎町内会の集会所、それと市瀬町内会集会所、それと神田町内会集会所、それと、近くにごございます佐々町地域交流センター、この7か所だと思います。

現在はそういったことで、選挙管理委員会から指定された自宅近くの投票所で1票を投じているわけですが、やはり行政改革の一環として、投票所を減らしつつ、住民の投票機会を奪わないように、町内全ての投票ができるような共通投票所、これの仕組みを活用して、投票率向上に取り組まれている自治体もございます。

また、ある自治体では、期日前投票所、これは大型商業施設に数日間増設して、やはり若者の投票率向上に取り組まれている自治体もネットで見ましたらあります。

そういったことで、期日前投票者数が過去最多になったと、一番多くなったというような事例も出ております。

また、加えて、先ほど年代別の投票者数を聞きましたけども、40歳以下の有権者数の割合が約4割になったってというような自治体もあります。

ですから、本町は選挙投票率向上に向けた何らかの対策を講じなければ、先ほど言いますように、投票率低下の一途をたどることになります。

そういうことで、御存じのとおり、本町も令和7年6月には身近な選挙でございます町長、それから町議会議員選挙が行われます。

そういうことで、本町は投票日当日の投票所は、先ほど申しました7か所となっておりますけども、ここでちょっと私がどうかなと思うのが、佐々町役場3階第2会議室、それと佐々町地域交流センター、徒歩でも数分間で行けるとですよ、この投票所は。

投票者の方が違うと思うんですが、こういったことを見直して、例えば役場3階第2会議室、これやはり徒歩では高齢者は大変厳しいです。そういった投票所になっております。

ですから、例えば役場3階の第2会議室の投票所を大型商業施設に変更して、共通投票所として開設する、そういったこともできるんじゃないかと思うんですが、そういった投票所の環境の見直しっていいですか、そういったことについてどのような考えかお尋ねします。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

共通投票所の設置については、今後研究させていただければと思いますが、共通投票所の設置に関して言えば、二重投票の防止や従事者、投票立会人等の確保などの課題があります。

例に挙げられた大型商業施設への投票所設置では、二重投票防止のための業務ネットワークの配線などの課題もございます。

選挙では、まず公職選挙法に基づいて適正に執行することが第一であるため、これらの課題をクリアできるかを含め、慎重に検討させていただければと考えております。

なお、投票率向上に向けた取組としまして、移動投票所の導入や期日前投票所の増設などを研究するよう、今現在、指示をしておるところでございます。

本日御提案いただきました内容を含め、投票率向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

選挙投票率向上に向けた、やはり対策を講じなければ、選挙に対する関心度が県内でも最低の自治体になるのではというようなことも考えられますから、これにつきましては、やっぱり早急の検討に取り組まれることを求めて、2 問目に入りたいと思います。

まず、質問に入ります前に申し上げておきますが、町内会は任意団体でありますので、加入はあくまで本人の任意だと理解した上で質問いたしますので、よろしくお願いたします。

1 項目めの4 問目で伺いましたように、選挙公報の未配布所帯を、これを解決するためには、やはり1 つは町内会加入率を向上させることが重要な課題だということで、関連してお伺いをするわけですが、町内会は一定の区域に住所を有する方々で自主的に運営されている、最も身近な住民による自治組織で、日頃から親睦とかあるいは交流を深め、地域の共通の課題に取り組む、やはり地域の見守りや、それから安全安心、それから福祉とか防災などを推進するためには、やはり町内会の存在は必要不可欠であります、町内会への加入率は年々低下しているのが現実だと思います。

その要因として考えられているのが、やはり住民の価値観の多様化や近隣との関係の希薄化、また少子高齢化時代を迎えまして、やはり独り暮らしや共稼ぎとか、それから、更にはそういったことで高齢者世帯の増加などと思われま。

このような町内会の会員状況から考えられることは、いろいろな情報発信については、やはり現在は広報紙とか、それから回覧板等を活用されておると思うんですが、町内会未加入所帯への情報発信は、そういうことで回覧も回ってこない、それから、広報紙も行かないということであれば、十分にできていないと思うんですよ。

したがって、窓口対応については、また後でお伺いしますが、ある自治体の取組をここでもまた紹介させていただきたいと思うんですが。

実は、自治会加入推進ハンドブックっていうのを作っておられる自治体もあります。このハンドブックの内容を見ますと、実はこのハンドブック内容は、町内会活動の必要性とか、それから町内会との関わり、また更には町内会への加入呼びかけを進める方法として、呼びかけの手順とか、それから訪問の方法、それから集合住宅居住者への加入の呼びかけの方法、それから事業者への働きかけ、それと加入訪問時の一般的な想定質問ですね、加入行ったときにこういう質問がきますよ、じゃあ、これをどう回答するっていうような回答例、そういったものをまとめたこういったハンドブックを作っている自治体もあります。

このハンドブックは、あくまでも役員用でございまして、町内会のですね、役員交代時には、

必ずこれを引き継ぐというようなことになっておるようですが。

そこでお伺いしますが、やはり情報共有や相互理解などの課題解決に向けた対策が必要であります。各町内会においては、やはり独自で加入に向けて努力されている状況の中で、私が今ここで紹介しましたような加入促進ハンドブック、そういったものも作成する必要があるんじゃないかということで、町内会での加入促進活動に活用していただくための一つの支援ということも考えられますけども、町として、今、町内会にどういう支援をされているのか。町内会で加入促進をするためにいろいろ活動されておると思うんですが、町として独自に町内会にどういう支援をされているのかということをお伺いしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

町内会の、先ほど平田議員がおっしゃったように、加入率っていうのが令和5年4月1日現在で68.2%っていうことで、10年前の78.2%であったのが、10ポイント程度減っていると。やはり加入率が減ってきている状況でございます。町内会の加入所帯っていうのが4,222所帯で、10年間と比べるとマイナスの59所帯程度でございますが、住民基本台帳の所帯数は6,192所帯で、プラスの715所帯となっておりますので、加入率の減少っていうのは、やはり加入所帯の減少よりも、住民基本台帳数の所帯数が増ということになっているところでございます。

本町においても、転入者の増とか若い世代の増が町内会加入につながっていないっていうことが課題があるんじゃないかと、おっしゃるとおりでございますので、考えているところでございます。

また、町から情報発信としまして、町内会加入所帯に対しまして、広報紙や回覧板など紙による情報を対応しているところでございますが、全住民への対応としては十分でなく、特に若い世代に対しましては、ホームページとかテレビのデータ放送、それからLINEなどの、やはり情報の発信を充実させていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

町内会の独自の取組や支援については、地域の課題解決を図りながら、自治活動の充実及び活性化に寄与することを目的としまして、研修事業の補助金やまちづくりを促進する協働のまちづくり補助金があるわけでございますけど、町内会長会や地域住民との対話による相談を大切に受け止めながら、やはり支援をつなげていかなければならないんじゃないかということで、今考えているところでございますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）

それでは一例を申し上げますが、実はことし開催されました町民運動会、町内会32町内会あるんですが、これ32全ての町内会が参加しての開催となっていないです。ある程度の町内会は参加されていないんです。

このことは先ほどから申しますように、少子高齢化時代を迎え、高齢者所帯の増加とか、それから、また若い世代とのつながりが薄いことから参加者が少ない、そういうことで、町内会としては、参加したくても参加できなかった町内会も多くあったかと思われま。

このようなことがもし状況が続くとなれば、やはり町民参加の町の行事とか、それから、更には地域に戻りましたら、地域の行事の催しなどの継続も、やはり今後は厳しくなると懸念されます。ですから、町内会活動の活性化を図るためには、町内会加入率の向上に取り組む、町

内会会員を増やすということが急務だろうと思うんです。

そういうことで、実は同僚議員より、以前に、住民転入時の町内会加入対策についてということで質問をされております。そういうことで質問された中で、転入時に、町内会の活動趣旨などの案内チラシを窓口で配布していると。しかし、町内会加入はあくまで任意ですと当時の総務課長は回答されております。

また、同僚議員は、このときに先進地のパンフレット、これを示されて、既存のチラシを刷新して生活ガイドファイル、そういったものを作成し、配布したらどうかということで問われております。

そういうことで、町長は先進地の資料を参考に作っていきたいということで回答をされております、そのときですね。

ですから、そこで伺うんですが、町内会加入について、町の窓口で転入者にどのような対応をされているのかとあわせて、このパンフレットを刷新しますって回答されとるわけですから、刷新して転入者に配布されているのかということをお伺いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

町内会の行事やイベントの継続については、加入世帯の減少もありますが、議員おっしゃるとおり、加入世帯の高齢化、若い世代の加入低下が懸念されておるところでございます。

このため、転入者や若い世代をターゲットにした効果的な取組が必要だと考えておりますが、全国的にも若い世代の加入低下は課題となっている状況でございます。

なお、現在活用しているパンフレットにつきましては、過去に町内会連絡協議会において先進地視察研修を行い、平成29年に作り直したものとなっておりますが、令和元年にも北九州市に町内会加入促進の視察研修を行っており、その後、パンフレットの見直しはできていない状況でございます。

町内会加入促進の取組としては、効果的なパンフレットの作成も検討していきながら、若い世代に対する啓発周知として、ホームページやLINEなども活用して周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

今、リーフレットの更新と申しますか、そういったものをお聞きしました。まだできていないと。

これ同僚議員は、平成31年3月議会で質問されているんですよ。ですから、今日までに4年半以上かかっている、経っている。それでもまだ何も検討もされていないし、更新もされていない。

作るって、更新するって答弁されているんですから、検討するじゃないんです。更新するということで言われているんですから、そこはやはりよくその当時のことも考えながら、今後、早急の対応を取られることを求めておきたいと思います。

ある自治体においては、担当課内で自治会活動をサポートする要員を配置、そして、自治会からの寄せられる自治会活動に関する相談とか、あるいは質問等への対応など、自治会の活性

化を図る体制を取られている自治体もあります。

また、ある自治体、これは大変厳しいと思うんですが、町の自治基本条例、これを定めて、これに基づいて自治会の活動や加入を促進するための取組もされている自治体もあります。

自治基本条例、これは大変厳しいと思うんですが、実は町内会が加入促進を行う際に活用できるリーフレット、これはやはり言いますように、早く作り変えて、もっと加入促進ができるような、そういった加入促進ハンドブックですか、そういったものを作る必要があると。

また、あわせて自治会加入を促すポスター、これを作成して、常日頃から町内会の掲示板や、それから公共施設掲示して、いつでも目に入るような場所にそういったものをして、加入促進を図っておられるところもございます。

そういったことで、いろいろな取組も一例を申し上げましたけども、そういったリーフレットとか、それからポスターの作成、これについて今一度早急にできるのか。

ポスターはまだ質問されていなかったですから、ポスターについての考えはお伺いしますし、リーフレットはいつぐらいまでに出来上がるのかということまでをお伺いしておきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ございません。そういう約束をしていて、担当課は何も聞いていなかったんじゃないかと思っております。

私がこういうことをここでやるって言ったら、やってもらわなければなかなか難しいわけでございますけど、やはりリーフレットの作成というのは、今やはり町内会への加入促進っていうのは、我々としましても大変重大な出来事でございますので、やはりリーフレットの作成とかポスターの掲示の取組など、今まだできていないということでございますので、やはり皆さん方の意見を参考にしながら、町としましても、自前のパンフレットを作成できるように考えてやっていきたいと。

いつまでっていうのは、なかなか厳しいわけでございますけど、なるべく早く早急にかかりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）
以上です。どうもありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、1 番、平田康範議員の一般質問を終わります。
30分まで暫時休憩といたします。

（16時18分 休憩）

（16時27分 再開）

— 日程第7 一般質問（阿部 豊 議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、6番、阿部豊議員の発言を許可します。

6番。

6番（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。質問通告にのっとり、質問をさせていただきます。

今回は2点でございます。子ども・子育て支援についてと職員の働き方改革についてでございます。

まず、1問目としまして、子ども・子育て支援について質問をさせていただきます。

経過を踏まえた質問をさせていただきます。

私、3期目なりまして、令和3年7月の最初の一般質問をさせていただいた際の質問としまして、医療的ケア児支援法が令和3年6月に可決し、9月18日施行と。対象児童への対応及び家族への支援が、今まで努力義務でありましたが、国から地方自治体の責務へ移行されました。

民間と公立の協働している現状バランス及び行政責任であるセーフティーネットは、公立で堅持すべきと考え、質問いたしました次第です。

内容は、1公立保育園を存続した現状が、本町の持続可能な子育て支援にはベストと考えるが、いかにということで、町長の答弁としましては、子育て世代の支援は大変重要と考えています。公立保育所の存在意義が問われている状況は認識しておると。他町も1公立保育所を残している状況もあり、国の対処、柔軟な対応は公立が可能であると内部で検討したいと考えますという回答を得ております。

引き続き、令和4年12月議会で再度質問をさせていただきました。

子ども・子育て会議ということで、15名の委員の方々に町長は諮問をなされております。町立保育所の今後の在り方ということで諮問をなされた。専門家の意見を聞いて政策判断をしたいということで諮問がなされて、答申が令和4年7月18日に出されております。

答申の内容につきましては、概要としまして述べさせていただければ、保幼小中連携はじめ、地域全体の保育の質の向上を目指し、将来を担う佐々町の子どもたちの教育・保育事業を実施するため、町内の私立園と行政、関係機関が連携する中核的機能を持つ存在として、公立保育園を存続することが妥当であると考えますと。

また、公立保育所の役割として、医療的ケア児や障がい児の受入れなど、セーフティーネットの役割を果たすよう努めることをお願いしますと。

また、佐々町の子どもたちが、佐々町の自然や歴史・文化に触れる経験を通してふるさとを知ること、ふるさとが大好きという気持ちを育てる取組を、公立保育所が核となり、私立園と共通認識の下、取り組んでいただくようお願いします。

また、佐々町は高齢者分野で住民同士が支え合う地域包括的な取組を実現していることから、児童分野においても同様に、地域の子どもの地域で育てる事業展開を公立保育所が担うべく、大きな役割として、その実現へ向けて取り組まれることを期待しますということで、令和4年7月18日、佐々町子ども・子育て会議の会長から答申がなされているということを経て、町長の答弁としましては、令和5年4月、国においてこども家庭庁が発足すると伺っている、中身を踏まえ検討し、令和5年度中には結論を出させていただければと考えるという答弁をいただいております。

先般、広報紙を拝見しておりますと、令和6年4月1日採用ということで、保育士の昭和59年以降のお生まれの実務経験5年以上の方1名と、また、平成11年4月以降にお生まれの保育

士の資格を持つ方の募集1名、計2名の保育士の職員採用の募集をなされておると。

質問の趣旨を認識していただき、公立堅持という方向でかじを取られたのではないかというふうに、私自身喜ばしいことだというふうに認識しましたがけれども、令和5年度中に結論を出すというふうな答弁をいただいておりますので、ここで再確認をさせていただきたいと思い、一般質問させていただきました。答弁をお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

御質問の町立保育所の存続についてということで、昨年の12月定例会において同様の御質問をいただきまして、令和5年4月、こども家庭庁が発足された後、国の動向を見ながら、令和5年度中に結論を出すように努力するというところでお答えをいたしました。

令和5年4月にこども家庭庁が創設されまして、さらなる子育て支援の保育施策の充実が図られるっていうことになったわけでございます。

町としましても、国が示す施策の推進をしながら、保育の受皿の確保とともに、引き続き、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の動的な活動と質の向上等を図るっていうことが必要となってきたわけでございます。

また、政府は、令和5年6月に少子化対策強化の一環としまして、こども未来戦略方針ってものを閣議決定をしております、その中で、今後3年間の集中的な取組としまして、一つが保育士配置基準の見直しと保育士等のさらなる処遇改善、それから、こども誰でも通園制度ってものを仮称でございますけど創設したいと。

それから、医療的ケア児、障がい児への支援を行う具体的な施策が上げられているわけでございます。

今後、このような施策の取組にあたりまして、町としましては、公立保育所としての強みを生かしながら、町内の保育所を指導しながらしていく立場にあるのではないかと今考えているところでございます。

また、公立保育所として、町内の保育所の中心的な役割を果たす、様々な保育のニーズが対応できるように、町全体の保育の質の向上を図っていくことが必要と考えておりますので、現状としましては、公立保育所を維持していくことが一つの方策ということを考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

ありがとうございます。セーフティーネットの役割というのは、いわゆる民間保育所は、やはり一般企業という部分にもなりますので、利益の追求はやむなしという部分あると思います。

そこで、やはり公立で堅持する、いわゆるセーフティーネットの役割ということと、質の確保ということと、リーダーシップ、町内の保育のリーダーシップということで公立を堅持して、これからも健やかな子どもたちの成長に、民間と公立が協働として頑張っていただければというふうに認識しておりますので、同じ方向性の答弁をいただいて、非常に感激しております次第でございます。

今後、やはり公立堅持する上で、医療的ケア児の対応とかいう部分も、期間の限定のある会計年度任用職員での対応ではなく、正規の職員を配置して、そういう対応がないときには、佐々

町の多世代包括支援センター、子どもさんが生まれてから亡くなるまでの福祉の向上・確保ということで取り組んでおられますので、そういった連携も取れると。人員配置も多様に可能だということは、公立ならではできることと思いますので、そういった点においても公立を堅持し、正規職員化ということでの事業展開を望んでいただきたいということを意見として申し上げます。

それでは、2問目に移りたいと思います。

職員の働き方改革についてということで上げております。

質問の趣旨としましては、マイナンバーカード普及、コンビニでの各種証明の交付や、収納においてはコンビニ収納、いわゆるデジタル化推進等により、旧来の行政サービスも大きく変化してきたというふうに認識しております。

当初、住民サービスの一環として開始された金曜役場、所期の目的が達成したと判断しております。また、近年、労働者の働き方改革が行われている。

こういったことを踏まえ、執行のお考えをまずはお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、阿部議員がおっしゃったように、以前と比べると、金曜役場っていいですか、夜間役場の来庁者っていうのは減少しているわけですが、まだ一定の来庁者が今いらっしゃる状況でございます。

十分な周知期間とかいろんなことが必要でございますので、やはり廃止する時期っていいですか、そういうことが出てきたら、やはり所管委員会への報告、また町内会長会への説明もやらなければならないっていうことを考えておりますので、住民の方の周知もまた必要でございますので、どういう方向でなるかっていうのはやはり、私のほうは廃止の方向では進めたいとは考えているわけですが、もう少し時期が必要ではないかと、一定期間が必要ではないかと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

同様の方向性であるということは確認できました。町長も、所期の目的を達成したので、廃止の方向で今検討をしているという答弁であったというふうに認識しております。

あえて一般質問として上げさせていただきました。

私も、新庁舎建設の特別委員会の委員長をさせていただいておまして、令和6年11月に新庁舎への引越しを予定されているというふうなスケジュールだったと認識しております。

内部での議論はなされておっても、住民の方はどうなるのかなというふうな周知は全然できていないということでありますので、あえて私は一般質問で、金曜役場は廃止すべきでないかということを、今回、一般質問させていただいた次第です。

そういった協議が、現在、執行において行われておると。では、スケジュールはいかがかということで、町長、今答弁されたように、住民への周知期間を今しばらくいただきたいということでありました。

私としては、新庁舎が完成するタイミングで、現状の金曜役場は廃止されてはいかがかというふうに思いますけれども、スケジュール的な部分は、町長としてどのように検討されている

のかをお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今のお話がありましたように、なかなか令和6年度当初から廃止っていうのは、なかなか厳しいんではないかと考えております。

先ほど申しましたように、やはり住民の方と住民の代表者である町内会長会とか、いろんな方にお諮りしながらやっていかなければなりませんので、町としてなるべく早く職員と話し合いをしながら、やはり住民の方の意見を聞きながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

そうですね。周知期間は十分に必要であると。廃止の方向での意向を執行がお持ちであるということであるのならば、町内会長会なり、議論のテーマとして挙げていただいて、そのように考えているのかがお考えですかというような、住民の方との意見交換をして進めていければどうかと思いますので、できるだけ早い段階で議論のテーマに上げていただいて、住民各位の御意見を聞きながら、執行側としましては所期の目的を達成したので、タイミング的にはということでの議論を進めていただいて、私としては現状の旧来の行政サービスが大きく変化している現状において、もう金曜役場は所期の目的を達成したというふうな判断をしておりますので、そういった議論を進めていただいて、改善していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後は、意見として、スケジュールを早めに示していただいて、事に当たっていただきたいという意見を申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、6番、阿部豊議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

（16時44分 休憩）

（16時45分 再開）

— 日程第7 一般質問（横田 博茂 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、3番、横田博茂議員の発言を許可します。

3番。

3 番（横田 博茂 君）

皆さん、こんにちは。3番、横田です。本日は、通告書に基づき質問させていただきます。

本町においては、新庁舎をはじめ、大型工事が進む中で、今すぐにあれを建てようとかこれを導入しようなどと簡単に言える時期ではありません。今後は、さらに取捨選択しながら行政運営に努めることになるかと理解をしております。

しかし、そのような時期であっても、施設の老朽化に伴う修繕工事などは今後増え続け、建替えも余儀なくされることも事実です。その窮地を踏まえ、町営施設の統廃合の検討は先延ばしにすることなく、今から考えておく必要があるのではないかと思います。

町営住宅の統廃合についてお聞きします。

町内には住宅は10か所あり、老朽化に伴い、修繕又は建替え時期に来ている物件もあろうかと思っております。政策空家となっているところもありますが、今後の町財政を加味した上で、町営住宅の統廃合は検討する必要があるのではと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

本町の町営住宅は、議員がおっしゃるとおり、町内に10か所の団地がありまして、73棟の568戸の住宅戸数を管理しているわけでございます。このうち、耐用年数が経過して老朽化している公営住宅につきましては、現在、政策的に募集を停止しながら空家住戸として管理しているところもあります。

議員の御質問がありますように、町営住宅の統廃合につきましては、町としましてもやはり老朽化した住宅を管理していく中で、検討を進めていく必要があるのではないかと考えております。

しかし、4大事業って、今、私どもが進めている財源調整というのがなかなか難しく、町営住宅の建替え等につきましても現状が進んでいないと、議員がおっしゃるとおりでございます。なかなか厳しいわけでございます。令和2年に策定をしております、公営住宅等の長寿命化計画では、令和3年からということで、令和12年の間に現地建替えとか集約とか、それから用途廃止を検討するということになっているわけでございますので、それに取にかかるといって、今、計画はしておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

いつになるかというのはなかなかちょっと厳しいわけで、財源と話し合いながらやっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（横田 博茂 君）

では、町内会についてお聞きします。

集会所の老朽化に伴い、建替えを検討されていたり、また、いろいろな修繕が必要になっていたりする町内会があると思っております。町内会の負担も大きいものになりますから、会員数が非常に少ない町内会では、今後のことを考えると頭の痛いことだろうと推測します。少子高齢化も進んでいる現在では、町内会の合併も検討していかなければならない時期に来ているのではないかと考えます。

そうなれば、それに伴い、集会所に関しても今後は統廃合も検討すべき課題となってきますが、今後の町内会の合併や集会所施設の統廃合に関して、町長のお考えをお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

町内会も少子高齢化ということで、人口が減っているところもたくさんあるわけでございます。

現時点では、町内会の合併というお話はまだ出てきていないわけではあります、集会所の統廃合についても、どうするのかという、今のところは考えていないところでございます。

しかしながら、今後やはり人口の減少とか、それから世帯数の少ない町内会もあると考えると、やはり将来的にはなかなか運営が厳しくなってくるわけでございますので、そのようなお話が出てくるのではないかと今のところ考えているところで、大変申し訳ないんですけど、どうするというのをまだ決めていませんのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

今後の町内会と町での検討ありきとなる話ですが、佐々町は合併や統廃合などの話が町内会から出た場合、解決に向け、町内会に寄り添った助言や可能な限りの援助をする考えはあるのでしょうか。町長にお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

やはり先ほどお話をいたしました、今後、人口減少とか世帯数の少ない町内会があることを考えますと、やはり町内会の合併とか施設の統廃合とかのお話が出てくるのではないかと考えているところでございまして、そのようなお話をいただいた際には、やはり課題解決に向けて町内会に寄り添うという形で、町にできる限りの助言とか、援助といたしますか、そういうことはさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

では、次の質問に入ります。

公園についてです。町内会の公園と呼ばれるものは全部で27か所あります。遊具ばかりではなく、運動ができるような器具を設置してもらいたいという話をお聞きします。

過去に、私も一般質問の中で、好きなことができる公園づくりを話したことがあります。やはり、特に児童たちにはいろいろな体験をさせたいとの思いから、できる場所を提供していきたいと思っていますし、その可能性は大人がつくっていくものです。

現状としては、更新により、古い遊具は取り外され、今ではただの広場化している公園もあります。全体的には、おおむね1つから2つほど遊具は設置されているようですが、そのような状況は十分に御存じだと思います。現況の公園という場の提供は、町民に対して充足しているとお考えでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

充足はなかなか厳しいわけでございますけど、公園施設につきましては、平成28年に策定いたしました、佐々町の都市公園の施設の長寿命化計画に基づいて、平成29年度から国の交付金事業を活用しながら、順次更新工事を今、行っているところでございまして、令和4年度に11の都市公園の整備を完了したところでございます。

現在、遊具の整備ということで、運動をできるような施設がなかなか難しいわけでございますけど、北部に皿山公園、中央部に千本公園、それから都市公園ではありませんけど、南部にでんでんパークさざとということで、その他の周辺地域7か所の都市公園と、それから町内の全体にバランスを取りながら整備されているということは考えているところでございます。

また、遊具の整備につきましても、町内の認定こども園とか保育園、小中学校、それからまた、町職員とか地元町内会を対象としたアンケート調査を実施しながら、国の交付金事業を対象に、可能な限りに遊具を整備したいと考えておりますので、これ以上の遊具整備となりますと単独で整備ということになりますけど、やはり難しい財政の中でございますので、考えながら、厳しい判断でございますけど、そういうことを考えながらやっていきたいと思っております。

また、担当課としましても、限られた財政状況という中で、公園の維持管理をやらなければならないわけございまして、やはり遊具の状態に応じた修繕などをしながら、皆さん方が使いやすい、利用しやすい環境の公園ということで整備してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

公園を見て回りますと、地域が本当に求めているものが設置されているか疑問に思います。とりあえず、2つほどですが遊具は残していますというふうに感じます。ひょっとしたら、遊具など要らないという地域の意見もあれば、運動ができる器具のほうを置いてほしいなどの意見があるかもしれません。

町民に向け、住まい周辺にある公園の必要性、遊具や運動器具の必要性など、価値のある調査項目を決め、利用者に対してのアンケートを取ったことがあられますか。

先ほど、町長も少し答弁されましたけれども、ないようなら今後、取ってみて参考にしようというような考えがないかお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変、これはいい意見だと思いますけど、遊具の設置に関して明確な基準というのを設けているわけではございません。どちらにしましても、公園の利用者のニーズですか、地域のニーズですね、ニーズ等を勘案しながら判断するということになるわけでございますので、先ほど説明したりしましたが、長寿命化が完了したことによりまして、今後の更新工事については、やはり財源というのは町の単独事業になりますので、そういう状況の中では、要望のあった全ての公園に対しまして遊具を整備するようなことは、町単独であることを考慮しますと難しい

のではないかと判断しておりますので、担当課としましては、先ほども御説明しましたように、既存の集約化を図りながら、今後の遊具についてはやはり住民の皆さん方の意見を聞きながら、地区の意見を聞きながら、ニーズに合った公園を設置するとか、遊具を設置するとか、それから遊具が要らないところはそのまま広場で活用していただくとか、そういう方向性も十分考えていかなければならないのではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

町内にある公園をなくそうとする考えではありません。しかし、少なくしていく必要性はあると思います。

今後を考慮すれば、なるべく設置箇所を少なくして経費削減にも取り組んでいかなければ、行政として残された公園に対し、継続した投資も続かないと考えています。

より多くの町民に喜ばれる、内容の充実した器具や遊具を設置したよりよい公園にするために、公園の全体数が少なくなっても、利用が少ない公園は廃止の方向も検討しなくてはならないと考えています。

よって、アンケートを取っていただき、利用率や継続価値を勘案し、廃止すべきところは廃止して、既存施設のさらなる充実を図るといった考えはないか、町長にお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

近年の公園遊具ということで、事故を受けまして、令和3年度から専門の業者によります遊具の定期点検を実施しておりまして、危険な遊具については、令和4年度に撤去工事を実施しているわけでございます。

遊具の撤去工事に伴いまして、遊具がなくなった公園もありますが、公園の緑地として住民の憩いの場とか、それから災害時においてはオープンスペースということで、避難地やそれから救援基地などの地域の防災拠点としての利用を考えておりますので、やはり廃止を行う予定というのは今のところ考えていないところでございます。

都市公園以外の公園につきましては、国の交付金事業の対象にならず、整備等につきましては町の単独でやっていきたいと考えておりますし、やはり財政面を考慮しながらやっていかなければならない状況にあるわけでございます。

今後は、でんでんパークさざを含めた12の公園に集約をしながら維持管理をしていくことで、議員がおっしゃるとおり、既存施設のさらなる充実を図らなければならないと考えていますし、やはり安心して利用できる安全な遊具施設とか、それから親しみを持っていただけるような公園を目指しながら整備を行っていかなければならないと考えておりますので、御理解をいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

次に、駐車場について質問します。

中学校、町民体育館、公民館、交流センター、文化会館と、新庁舎付近の施設に関して、どの施設にも十分に駐車できるスペースが確保されず、特に、夜間の施設利用時間とイベント時においては、慢性的な駐車場不足が発生しています。

町を代表する施設が近い位置に立ち、大変便利である一方、駐車に関しては非常に不便です。文化会館の駐車場がなくなった今、重要な役割が非常にあったと評価しています。

近年の乗用車の大型化は誰もが周知の事実です。さらに、今や免許取得者に1人1台、車を所有しているような状況であり、台数不足に陥っているのが現状ですが、まず、冒頭に述べた平常時、夜間の施設利用時間内とイベント時の駐車場不足を町長は御理解いただけていますか。お答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私も十分理解しているつもりでございます。公民館の周辺では、やはり隣接する施設の予約状況によっては、特に夜間の利用時間というのが駐車場が不足するということがたくさんあるわけでございます。

また、新庁舎の建設工事も始まってからも、町主催のイベント時や、それから文化会館、体育館等の施設の利用時に、駐車場が慢性的に不足しているのではないかという事実は認識しているつもりでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

全国的に問題になっている事象で、イベント会場での駐車場不足により、路上や店舗、又は個人の駐車場などに違法駐車が多くなっているようです。例えば、店舗が保有する駐車場に店舗を利用することなく長時間駐車されれば、非常に迷惑され、損害を与えますが、残念ながら佐々町においても、各所での身勝手な駐車は少なからず同様に起きています。

新庁舎建設中で、各団体イベントの開催を現在はちゅうちょしている状態と見受けませんが、新庁舎の完成後、庁舎周辺施設を使った大きなイベントが開催された場合にはどうなるのでしょうか。とても対応できるとは考えられません。問題意識を持って、早急な対策を講じるべきです。

庁舎周辺施設において、イベント時の駐車不足で起こり得る違法駐車に関して、町長は問題意識を持っておられるのかお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

違法駐車があるということで、違法駐車に関しましては、やはりどの程度あるかというのを現在把握していないわけでございますけど、起こっているのであれば、やはり何かしらの対策といえますか、対処が必要ではないかと、今のところ考えているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

施設の場合は急に変えられません。よって、対策をしなければ施設そのものの用途や収容能力が生かされませんし、周辺の改善もなされません。

町長にお聞きします。駐車場不足の対策として検討されていることがあれば、具体的な内容をお答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これがなかなかちょっと難しいわけでございますけど、やはり文化会館のイベント時というのは近隣の町有地の活用とか、それから、農協の土地の借用などの駐車スペースを確保していますが、それ以外、対策というのはなかなか現時点では難しいのではないかと、今考えているところでございますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

次の質問に入ります。

旧幼稚園跡地に関して、現在は新庁舎の建替えに伴い、職員駐車場となっておりますが、今後の考えをお聞きします。跡地の今後の方針に関しては、検討中との答えを以前からお聞きしておりますが、町長にお聞きします。

現在では、どのようなことを検討されているのでしょうか。進捗状況をお答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

幼稚園の跡地、今は庁舎建設をやっているために職員の駐車場ということで利用しているわけでございますけど、やはり町有地利活用の検討委員会においては、売却する方針ということではしておりまして、用途については、今後、具体的にどうなるのかというのは決定をしていないわけでございますけど、これについても皆さん方にお諮りしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

新庁舎建設が進む今、完成後には早い段階で有効に活用していただきたいと思います。ですが、今、計画ができていたとしても、実行になるには時間がかかります。場合により、当分の間は未利用地となることも考えられますが、それを踏まえ、引き続き庁舎完成後も職員駐車場

として利用されるのか考えをお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

庁舎が建設した場合、出来上がった場合、庁舎敷地内で職員の駐車場を整備予定でございますので、新しいところに駐車を想定しているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

今の幼稚園跡地は使わないということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

幼稚園跡地付近は、佐々町の一等地と言える場所ですが、その周辺に公共の駐車場などありません。ある民間会社では、お客様用の駐車場自社の敷地でどうにか確保できても、社員用駐車場となれば場所がなく、なるべく会社に近い場所を求めて各自で契約されているようです。それもままならず、佐々町からの移転も検討を余儀なくされているとの話でしたが、そのような民間会社のためにも、有料駐車場として提供していく考えがないかお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

繰返しになるわけでございますけど、現時点では売却する方針には変わりはないわけでございますけど、永続的にそのような活用をしていく考えがありませんが、御意見を頂戴いたしましたので、売却が決まるまではそのような活用というのでも検討できないかと考えているわけでございますけど、今のところは、お話をしたように、現時点では売却する方針でいかなければ、なかなか財政的にも厳しいところがありますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

周辺は佐々町で一番の繁華街と言え、商工業者が集まっているところです。駐車場が確保できない店も立ち並んでいます。この辺りでも迷惑となる駐車が少なくありません。道路上の安全確保や地元商店街活性化の一助として、商店街での買物や飲食をする町民のために、駐車範囲や規則を定めるなどして、昼夜問わず、周辺の店舗利用者のために無料駐車場として開放する考えはないかお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど申しましたように、現時点では売却する方針ということでございますので、皆様方の御意見をいろいろ聞きながら、売却が決まるまでは、そのような活用ができないかというのは検討できると思いますけど、その後はどうするのかというのは、今のところは売却方針というのは決まっていなくてございますけど、そういう方針で進んでいるということで御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（横田 博茂 君）

これは確認ですけれども、売却されるにしても、やはり契約までには時間がかかります。その場合、数年間放置するときには駐車場として検討していただけるということで理解してよろしいでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

その間の危険とか、いろいろなことがクリアできれば、そのままで利用は可能ではないかと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（横田 博茂 君）

次に、用水路について質問をします。

町内には多数の用水路があります。先人の努力で水を張り巡らし、大切な作物を育てる用水路は、町民にとっても大事なものですが、近年、用水路での転落事故は多発しており、どこにでも起こり得ることとしてテレビでも取り上げられ、全国的に注意喚起がなされています。

危険性がある場所は、おおむね道幅が狭く、車が通るところであれば、車同士は離合もできないような場所です。用水路の寸法が、幅も大きく深さもあり、時期で言えば道路との境が分からなくなる出水期に多いようです。

一昔前までは、それでも問題がなかったのかもしれませんが、しかし、最近では佐々町でも、車や人通りがあまりなかったところに住宅が建ち、生活道路として利用されています。もともと車の通行が少ないことから、通学道として利用している道路が、交通量の増加や用水路によってかえって危険な道路へと変化している状態です。周辺住民の高齢化が進んでいることもあり、ふらつきが元で転倒し、落下するおそれは否めません。特に冬の夜に至っては、街路灯の明かりも乏しい中、帰宅される方もおられることでしょうか。もはや年齢を問わず危険と言えるのです。

町内において、田んぼ道での転落事故も過去にありました。改善策が望まれますが、柵などの設置では道路幅が狭い上に、逆に状況が困難となる場所も多く見られます。そのような場合には、蓋などの設置で危険の回避はできると考えます。

水利組合などの管理されている方々との協議が不可欠とはなりますが、合意を得られれば道幅も広くなり、車も通行しやすくなります。安全な歩行もでき、何より転落の危険性もなくな

る効果は十分にあると考えますが、全国的に問題になっている用水路での転落防止のため、町内での危険と思われる箇所を調査され、把握はされていますか。お答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐。

建設課長補佐（大石 俊一 君）

それでは、今の御質問にお答えしたいと思います。

用水路等で危険箇所は把握されていますかという御質問だったと思いますが、御質問の町道と用水路が並行しているというところで危険性があるという所は、現在4か所を把握しております。

1か所目は、町道川添線、神田のほうです。旧第3保育所から佐々川沿いに神田保育園に行く路線です。

あと2つ目につきましては、町道牧崎市場線の健康相談センター付近から牧崎団地方向へ行く路線となります。

3つ目につきましては、町道大新田線のマリオパチンコ付近から佐々川大橋方向に行く路線です。

4番目につきましては、町道森ノ木線の佐々病院裏付近から大山口ため池方向に行く路線です。

以上の4か所を現在危険な場所としては把握しております。

この路線につきましては、議員の御指摘のとおり、全て共通して道路幅員が狭い、2メートル程度しかないとか狭いような状態になっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（横田 博茂 君）

安全対策と通行性の向上として、範囲を絞り込んで管理組合等に理解を求め調整し、段階的に蓋や柵などの対処をされる考えがないかお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどお答えしました、現在把握している4か所ということで、共通した出来事というのがやはり道路の幅が狭いということが1つでございます。

防護柵の設置基準というのが、車両用の防護柵というのは路外の逸脱の可能性や、それから路外への逸脱した車両が水没し、当事者に大きな人的な被害を及ぼす影響があるか否かということで、その必要性を検討することとなっております、その水深というのが、車高の低い乗用車とかが完全に水没する1.5メートル程度ということで目安になっているわけでございます。

また、歩行者・自転車等の柵は、危険度を判断しない、判断できない幼児などが転落することによりまして、人的な被害を被る危険性がある区間ということになっておりまして、以上のことから、4か所につきましては、歩行者・自転車用の柵の設置検討が必要ではないかと考えておりますが、用水路は基本的に開渠ということになっておりますので、転落防止柵の設置が

できない場合は、やはり水利関係者と協議していく必要があるのではないかと考えているのですが、順々に、やはり話し合いをしながら、そういう安全面をやはりやっていかなければならないと考えておりますのでよろしくご意見申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（横田 博茂 君）

では、次の質問に入ります。

農業体験施設についてお聞きします。

3月定例会の一般質問において、今後の利活用について質問をしたところ、利活用改善に向け今は検討中との答弁を得ました。検討中という言葉でも、前進のほうではと理解していたわけですが、現在、半年ほど過ぎております。

今後の運営に対して、方向性などの検討は進んでいると思っておりますが、現在の進捗状況を町長にお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員の御質問によります検討状況の前段の説明といたしまして、農業体験施設というのが昭和61年4月から学童農園として供用開始をしております、平成23年4月から現行の農業体験施設ということで運営をしておりますが、これまで、当施設の建設費とか維持管理費に係る支出といえますか、総額が約11億8,000万円ということで、このうちの建設費に係る補助金とか使用料等の収入総額が3億4,100万円のため、一般財源から8億4,200万円の負担をしたということになりますので、やはり建設費の維持管理としましては、毎年度1,500万円程度の一般財源を負担してきておるわけでございます。

また、農業体験施設の本館というのが、平成23年に改修工事を行いました、その後12年が経過いたしました、改めて改修が必要な状況でありまして、本館以外の建物設備につきましても供用開始から37年が経過しているということで、老朽化が著しいということで、施設全体の修繕が必要な状況で、費用が高額になる見込みでございます。

先ほどお話がありましたように、農業体験施設の利活用に向けた検討状況でございますけど、当施設を引き続き運営する場合、施設全体の修繕をしながら、国や県の交付金対象という補助金がないわけでございますので、修繕の費用全額を一般財源で負担する必要があるわけございまして、今後の施設運営について、指定管理者制度等を活用しても維持管理費に係る委託料というのを一般財源によりまして、より負担をしていく必要があるわけでございます。

また、当施設の廃止を判断した場合においては、民間事業者からの提案によります体験施設等の土地・建物の利用については、活用を検討する必要があると考えているところでございます。

なお、どちらの判断を行った場合にしても、住民ニーズに即した住民の満足度の向上につながる利活用というのが行わなければならないと考えておまして、なかなか現状では厳しいところもあるということで御理解をいただければと思っておりますので、よろしくご意見申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

現在の状態は、佐々町が一つ一つ選択を積み重ねてきた結果であることと理解はしています。ですが、何年もの間、現状維持で来られ、町民のための施設にもかかわらず、利用は少なく、運営に関しては暗い状況だと言わざるを得ません。

現在、このような状態に陥ってしまったのはなぜでしょうか。多くの町民が一度は利用したことがあると思います。二度、三度と定期的な次の訪れがないことが問題点なのです。リピーターを増やす努力が欠如していたと私は考えています。

町長は、職員でもいらっしゃったので、歴史的な流れはよく御存じかと思いますが、歴史的な選択をしてきたことにおいて、こういうことが要因だったのではないかという御自身の考えを町長はお持ちでしょうか。この件の問題解決への糸口として共有しておきたいのでお答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

歴史的な流れというのは私も分かっていますが、当施設というのが、国の新農業構造改善事業ということを活用しながら、総事業費の3億7,500万円、国の補助が1億3,000万円をかけた上で、昭和61年4月に学童農園ということで、本町の小中学生の児童生徒が農業体験を通して土に親しむということで、本町で親しみながら農業に対する理解度を深めるということで、意欲ある農業の担い手とか健全な青少年の育成という目的として開設してある施設でございます。

その時には、なかなか農業体験施設ということで、全国に2か所か3か所、多分あったと思います。九州ではただ一つだったと思います。その後は、開設後25年が経過しておいた時点で、利用者数の増加を図るべく、学童以外の一般の方も利用できるような施設ということで、平成23年4月に現在の農業体験施設ということで移行したわけでございます。8,300万円の改修工事もおこなって実施したところでございますが、現在に至る要因としましては、やはり施設運営って、維持管理費にお金がかかったということではないかと思っていますので、今後、そこら辺を十分考えながらやっていかなければならないと思っていますし、建設に係る補助金があったものの、やはり施設運営の維持管理というのが、国の補助金というのがないわけでございますので、なかなか厳しい運営になったということで考えているわけでございます。

それで、そのための収入というのも、やはり施設の利用料というのも安く、年間2,600万円程度と利用料が少ないわけございまして、なかなか厳しい運営にせざるを得ないということで、やはり維持管理の自主的な割合、自主財源の割合というのは全体の5.7%ということで少ない状況でございますので、なかなか運営が厳しいということで、今後、やはりそういうことを見直しながらどうするのかというのはやっていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

もう一度、目的意識を強く持つことで新たな方法や手段が生まれます。いかがでしょう。このあたりで、いろいろな意見に耳を傾ける必要があるのではないのでしょうか。町民のための施設です。これを機会に、運営の是非と今後の在り方を問う町民アンケートを取って参考にしてみたらどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員の御質問の運営の是非ということで、今後の在り方を問うアンケートということで取ったらどうかということで、現在、主に利用されているのが本町の両小学校の低学年、それから町内外の幼稚園、それから保育園の農業体験、それからまた合宿、いろいろなものの合宿で利用されている団体など、一般の方が主な利用者でございますので、アンケートを行う上で幅広く意見をいただければと考えているところでございますが、団体利用の一般の方については、リピートが高い状況でありますので、利用されている方と利用されていない方の御意見について、やはり賛否が分かれるところでございますので、担当課としましては懸念しているところでございます。

どちらにしましても、先ほど私が申しましたとおり、住民ニーズに即した、やはり住民の満足度の向上につながるような活用というのをやらなければならないわけでございますので、幅広く意見を聞くためには、効果的な方法を検討させていただきたいと思っておりますので、そういうアンケートというのも十分参考にしながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（横田 博茂 君）

官民連携事業でのサウンディングは御存じだと思います。町の保有施設や町有地の活用に関してのアイデアやノウハウを民間企業に提案してもらう市場調査です。

このようなやり方以外にも様々な制度はあります。利用できれば利用して、少しずつでも前進していただきたいと願うばかりですが、直営が難しいのであれば、民間提案制度や指定管理者制度、官民連携事業など、考えられる全てのもので早期の対応を求めたいと思っておりますが、体験施設を今後、町長はどのようにしていこうと考えられているのかお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。サウンディングの調査というのは、やはり施設の活用を行うということで、情報収集業務としましては、有効なものであるのではないかと考えておりますので、農業体験施設の事業運営の政策判断にあたりまして、実施については検討する必要があるのではないかと考えております。

それから、直営というのが難しいということであれば、やはり議員の御指摘のとおり、体験施設の運営というのは直営の継続のみならず、民間の提案制度とか指定管理者制度、それから

官民連携事業などという、いろんな方法はあると思います。どちらにしても、先ほどの回答と重複するわけでございますけど、今後の施設の利用といいますか、利活用については、住民の皆様方の御意見を反映しながら、やはり町の方針を決定して、民間提案の制度とか指定管理制度の検討というのはする必要があるのではないかと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

では、佐々町の文化財についてお聞きします。

伝統や工芸などの技が対象になっている無形文化財で調べてみると、指定と登録の違いがあり、一般的に指定は手厚い支援があり、強い規制で文化財を守る。一方、金銭的な支援は手厚くないが、規制は緩やかなのが登録という違いがあるようですが、はっきりとした明記は探せません。各行政で様々な考え方があり、内容に違いがあるからのようです。

佐々町では、指定無形文化財に関しての支援内容や、取扱いに関しての考え方について、どのような見解を持たれているのかお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

まず、指定無形文化財に関しての考え方でございますが、演劇や音楽、工芸技術など無形の文化的所産で、歴史上または芸術上価値の高いものを指定するものでございます。

また、支援内容についてでございますけれど、町内の伝統文化の継承及び文化財の保護を守ることを目的といたしまして、活動費や各種研修会の開催及び参加に関し、補助金を支出し、支援することとしております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

佐々町指定無形文化財として、神田雅楽が1つだけ登録されています。現在は、高齢化が進む中、次世代に向けた継承の担い手不足もあり、また、使用する楽器や着物の保管も容易ではなく、様々な影響を受けられている状態です。

しかし、人や物と、代わりになるものを簡単に手に入れることが困難な状況下においても、佐々町の伝統芸能を代表して、文化祭などの文化行事や、また、学校などでの演奏活動と精神的に活動されています。

活動期間を考えますと、着物や楽器の買替えや修繕など、少なくとも数回はあったのではないのでしょうか。また、日々のメンテナンスはそれなりに費用がかかっていると推測されますが、町としてそれらの費用の助成はあるのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今までも、町の財源や他団体の財源を活用いたしまして、衣装や楽器の購入、修繕などに関し助成を行ってきた経緯はございました。

今後も同様に助成を行っていくことはできるものと考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

町指定であるにも関わらず、文化財を守るという意識があまり感じられません。1つしかないのですから、町も一緒になって育て、保存に努めていくというお気持ちは本当にあるのでしょうか、お聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

町にとっても大変重要な文化財であると考えております。演奏団体の御要望等をお聞きしながら、できる限りの助成は行ってまいりたいというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

では、最後に町長にお伺いいたします。

佐々町に1つしかない指定無形団体に、更に歴史的知識や演奏力を身につける習熟のため、研修等の機会や、町内に問わず普及活動ができるように、町からの手厚い支援の必要があると思います。いかがお考えでしょうか。お聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど申されましたように、佐々町に1つしかない指定無形文化財である神田雅楽については、やはり昭和57年の町の無形文化財ということで指定をしております。

その歴史というのは古く、明治の中期から現在に至るまで、神田地区で脈々と受け継がれてきたわけでございます。

議員が述べられたとおり、唯一の町の指定無形文化財でありますので、町民にとっては大変重要な文化財であると考えておまして、文化財保護法では、地方公共団体は条例を定めて、区域内にある重要なものを指定しながら、その保存活用のために必要な措置を講じることができるということをされておりますので、佐々町においても、町の文化財保護条例及び町の教育委員会、関係の補助金等の交付要綱から、議員の御質問のような研修会とか普及活動に支援で

きるものと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3 番（横田 博茂 君）

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、3番、横田博茂議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はお疲れ様でした。

これで散会します。

(17時36分 散会)